

# 徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事

発注者： 徳島中央広域連合

設計者：  株式会社 阿波設計事務所 四国支店

意 匠			電 気			機 械		
NO.	図 面 名 称		NO.	図 面 名 称		NO.	図 面 名 称	
—	表紙		ET-01	電気設備工事 特記仕様書	NON	MT-1	機械設備工事 特記仕様書-1	NON
L-01	図面リスト	NON				MT-2	機械設備工事 特記仕様書-2	NON
T-01	営繕工事 共通仕様書-1	NON	E-02	電気工事 照明器具姿図、盤結線図	NON	C-01	空調設備 機器表・参考図	NON
T-02	営繕工事 共通仕様書-2	NON	E-03	電気工事 電灯設備 既存図・改修図	1/100	C-02	換気設備 機器表	NON
T-03	営繕工事 共通仕様書-3	NON	E-04	電気工事 コンセント設備 既存図・改修図	1/100	C-03	空調設備 1. 2階平面詳細図 (改修)	1/50
T-04	建築改修工事 特記仕様書-1	NON	E-05	電気工事 通信防災設備 既存図・改修図	1/100	C-04	換気設備 2階平面詳細図 (現況・改修)	1/50
T-05	建築改修工事 特記仕様書-2	NON						
T-06	建築改修工事 特記仕様書-3	NON						
T-07	工事区分表	NON				P-01	衛生設備 器具表・機器表・参考図	NON
						P-02	衛生設備 1階平面図	1/100
						P-03	衛生設備 2階平面図	1/100
						P-04	衛生設備 2階平面詳細図 (現況・改修)	1/50
A-01	付近見取図・配置図・仮設計画図	1/400						
A-02	仕上表	NON						
A-03	仮設計画 1階平面図	1/100						
A-04	仮設計画 2階平面図	1/100						
A-05	改修前・改修後 断面詳細図	1/50						
A-06	改修前・改修後 2階平面詳細図	1/50						
A-07	改修前・改修後 展開図	1/100						
A-08	改修前・改修後 天井伏図	1/50						
A-09	改修前・改修後 建具キープラン、建具表	1/50						
A-10	改修後 部分詳細図-1	1/20						
A-11	改修後 部分詳細図-2	1/20						
A-12	改修後 部分詳細図-3	1/20						

注記

月 日

変更

工事名称

徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事



株式会社 阿波設計事務所 四国支店  
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号  
 一級建築士登録 第 338983 号 程 野 祐 介

図面名称

図面リスト

校閲

製図

縮尺

A3(NON)

日付

2025. 8

図面No.

L / 01

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事

2. 工事場所

徳島県吉野川市山川町三島30-3

3. 建物概要

Table with 2 columns: 建物名称, 構造・規模, 敷地面積, 延床面積, 消防法施行例別表第1の区分

4. 工事種目

Table with 2 columns: 種目, 工事概要

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- ① 作業不能日数: 0 日間
② 観測地点: 環境省が公表する四国地方, 徳島, 穴吹 地点
③ 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において, 環境省が公表する四国地方, 徳島, 穴吹 地点における WBGT値が31以上となり, かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し, 又は現場を閉鎖した時間を算定し, 日数に換算したものを(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には, 受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
④ 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく(特例措置の対象工事である。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
木造建築工事標準仕様書 令和7年版
建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
建築改修工事監理指針 令和4年版
電気設備工事監理指針 令和4年版
機械設備工事監理指針 令和4年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- ① 質問回答書(2から5に対するもの)
② 補足説明書
③ 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
④ 図面
⑤ 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンス)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 登録内容は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、「登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
なお、工事開始日は、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
③ 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- ① 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、吉野川市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(平成16年10月1日吉野川市告示第65号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の資金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- ① 施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
② 施工体系図の作成及び提示
受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
③ 警備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
④ 運搬業者の記載
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車に配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- ① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
② 工事事務電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- ① 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
② 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
③ 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。
④ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建設発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
⑤ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設防護を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
⑥ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
⑦ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
⑧ 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
⑨ 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
⑩ 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
⑪ 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
⑫ 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
⑬ 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
⑭ 受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
⑮ 仮囲いを設置する場合は、設置後に点検を行い、その記録を保管すること。
⑯ 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承認を得たうえで、指定された時間に行うこと。
⑰ 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
⑱ 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
⑲ 既設配管等を破壊させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
⑳ 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日により作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
㉑ 給水管近傍の作業で給水管を破壊する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
㉒ 受注者は、工事施工途中に工事事務物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

Table with 4 columns: 注記, 変更, 月・日, 工事名称, 図面名称, 日付, 校閲, 製図, 縮尺, 図面No., 変更

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

- 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
  - 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと。
  - さし枠装備車、不表示車は使用しないこと。
  - 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと。
  - 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと。
  - 過積載による違法運行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある。

13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づき物及び骨材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他の関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づきアスベスト等の特定建築材料に該当するものか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の質と (あり・なし)

- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)11.5.1及び関係法令により行うこと。
  - ・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
  - ・※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
- ・発生者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
- ・その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- ・調査結果は3年間保存すること。
- ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
  - ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
  - ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
  - ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
  - ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等)であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のものにおいては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅら工検査が終了するまで存置しておかなければならない。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。 )及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。 )に基づき対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づき(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。 )において、コンクリート(二次製品を含む。 )、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。 )により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づき(建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイン等による掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーゾン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工士の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名前や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。
- ③ 県産木材の原則使用
  - 1) 受注者は、工事的目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
  - 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」とのことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
    - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
    - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
  - 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
  - 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証(明書)」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
  - 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項より難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に採採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- ⑥ 県内産資材の原則使用
  - 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
  - 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

県内産資材(次のいずれかに該当するもの)
・ 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品
(注) ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。
・ 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。
・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。 )を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同。 ))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。

徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、コリア樹脂板及び仕上げ材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料(塗床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

注記	変更	月	日	工事名称	 <b>株式会社 阿波設計事務所</b> 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号 一級建築士登録 第 338983 号 程野 祐介	図面名称	営繕工事 共通仕様書-2	日付	2025. 8
						校閲		製図	縮尺

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は建築室へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械  
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- ② 低騒音・低振動型建設機械  
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査  
本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止  
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バナー等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

19. 仮設トイレ

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

20. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

21. 工事検査及び技術検査

- ① 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ② 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。

22. 完成図等

- ① 電子納品：対象外
- ② しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ③ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ④ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。  

区 分	サイズ
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ
- ⑤ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑥ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

23. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

- ① 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

24. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物  
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 保険外工事  
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。  
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額  
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期  
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他  
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。  
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

25. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に關し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届けなければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に關して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に關する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に關する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められる場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

26 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡し監督員が定めた期日までに事故報告書を提出する。

注記	変更	月 日			工事名称 徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事	 <b>株式会社 阿波設計事務所</b> 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号 一級建築士登録 第 338983 号 程 野 祐 介	図面名称 営繕工事 共通仕様書-3	日付 2025.8		
							校閲	製図 縮尺 NON	図面No. T / 03	

Ⅲ 建築改修工事特記仕様書  
1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- ④ 作業は平日の8:30～17:15とし、土日祝および平日の時間外において作業が必要な場合は、施設管理者および監督員と協議の上実施すること。
- ⑤

2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無)

備品等名称 :  
保管場所 :  
注意事項 :

3. 施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は 〃 週間とする。切り直し時期については、 〃 頃とする。

4. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 〃 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている・義務付けられていない)
- ② 警備員は、延 5 人、夜 〃 人(うち検定合格警備員 〃 人)を見込んでいる。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート (無筋)	阿波バラス(株) (中間処分)		吉野川市鴨島町鴨島151番地の1 吉野川市山川町堤外141-11	1.4	1,200	t
コンクリート (有筋)	阿波バラス(株) (中間処分)		吉野川市鴨島町鴨島151番地の1 吉野川市山川町堤外141-11	1.4	1,500	t
アスファルト	阿波バラス(株) (中間処分)		吉野川市鴨島町鴨島151番地の1 吉野川市山川町堤外141-11	1.4	1,000	t
金属(処分)	(有)久保衛生		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	29.5	6,000	m3
ガラス	(有)久保衛生		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	29.5	10,000	m3
廃プラ	徳島リサイクル工業(株)	○	阿波市阿波町字五明141-1 美馬市船町字西赤谷2351	7.7	17,000	m3
木材	(有)香美興業		阿波市市場町香美字西野神110-1 阿波市市場町香美字西原259-1	2.8	17,000	t
せこうボード	(株)オオタ	○	徳島市西新浜町二丁目22番地 徳島市論田町新開66番地91	37.5	20,000	t
汚泥	(財)徳島県環境整備公社 (徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 同上	43.6	12,727	t
鉄骨・軽量鉄骨 (有価)						
スチールサッシ (有価)						
アスベスト含有建材	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 同上	58.4	36,000	m3

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・ 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6. 有価材の処理

- ① 有価材 (鉄骨・軽量鉄骨・アルミサッシ・スチールサッシ)
- ② 古物商で適切に処理すること。

7. 他工事との取り合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

8. 室内空気中の化学物質の濃度測定

- ① 建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。  
学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン  
学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン
- ② 採取器具は受注者に用意すること。
- ③ 測定箇所

測定箇所	測定対象室	測定箇所数
仮眠室		1

- ④ 測定は、次のいずれかにより行う。  
・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第 1347号)第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法  
・ バッパ型採取機器を用いる方法  
・ バッパ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。  
1) 30分間換気  
測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。  
2) 5時間閉鎖  
1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。  
3) 測定  
イ、 2)の状態のままで測定する。  
ロ、 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。  
ハ、 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。  
※ 1)、2)、3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。  
4) 分析  
測定対象化学物質を採取したバッパ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。  
5) 測定結果の提出  
測定後、測定結果を監督員に提出すること。
- ⑤ 測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。  
なお、原則として指針値以下であることが確認できるまで、当該室の使用はできないものとする。

9. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	○ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	○ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	○ 木製建具手加工作業 ○ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	○ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	○ ガラス工事作業
塗装	塗装	○ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	○ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ○ 鋼製下地工事作業 ○ ボード仕上げ工事作業 ○ カーテン工事作業 ○ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ○ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. 足場等

① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。

- 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
2) (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

④ 外部足場(図示の通り)

・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)

・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

⑤ 内部足場(図示の通り)

・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)

⑥ 仮囲い(図示の通り)

⑦ ゲート(有・無 図示の通り)

⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。

⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

⑩ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、弾出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

⑪ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場築き用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。

⑫ その他 内部においてカッター切等のほりが発生する作業時には、ブルーシート等により囲いを行い、作業周辺への飛散を防止すること。施設が通常使用されているため、改修室付近を通行する職員の安全に配慮すること。

3. 養生

① 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:養生シート、ブルーシート、養生ベニア等)

② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法: )

③ 仮囲い切りは、(A種・B種・C種)とする。(養生方法: )

4. 監督員事務所

① 監督員事務所は( 設ける (面積 m2程度) ・ 設けない )

5. 工事用水、電力等

① 既存電力利用( 出来る ・ 出来ない )、電力料金( 有償 ・ 無償 )ただし、施設管理者と協議すること。

② 既存水利用( 出来る ・ 出来ない )、電力料金( 有償 ・ 無償 )ただし、施設管理者と協議すること。

6. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

① 同用地は、( 図示の場所に ・ 用意していないので業者に )設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

3章 防水改修工事

1. シーリング

① シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。

② プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。

③ 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。

④ シーリング面への仕上塗材仕上げ等を( 行う ・ 行わない )。

⑤ 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち( 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 )を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。

⑥ 種類及び施工箇所

Table with 7 columns: 記号, 材質, 既存, 施工箇所, 改修工法, 寸法, 接着試験. Rows include SR-1, SR-2, PS-2, MS-2, PU-2.

4章 建具改修工事

1. 一般事項

① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。

② 建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。

③ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。

④ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等があれば、監督員と協議すること。

⑤ 防犯建物部品の適用は、建具表による。

⑥ 防火戸の指定は建具表による。

⑦ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2. 樹脂製建具

Table with 7 columns: 種別, 耐風圧性, 気密性, 水密性, 枠の見寸寸法, 使用箇所, 表面処理. Row for 内窓 shows 67mm and 屋内(仮眠室).

① ガラスの種類( 図示による ) ・ 厚さ ( 図示による ) mm

3. 鋼製軽量建具

Table with 6 columns: 気密性, 遮音性, 断熱性, 面内変形追随性, 使用箇所, 備考. Row for 屋内(高下) is shown.

① 鋼板厚の厚さは、建具表による。

② 簡易気密型ドアセットの気密性、水密性は建具表による。

③ 製造所: 評価名簿による。

4. 木製建具

① 建具材の含水率は、( A ・ B )種とする。

② 見込み寸法は、( 図示 )mmとする。

③ フラッシュ戸の表面材の種類 ( 普通合板 ・ 天然木化粧合板 ・ 特殊加工化粧合板 ・ MDF )。MDFを使用する場合の品質 ( )

④ フラッシュ戸の表面材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。その他は、改標仕5.7.2(2)による。

⑤ 枠及びくづりの材料は、( 図示 )とする。

⑥ 建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた塗作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のでん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

5. 建具用金物

① 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。

② 金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。

③ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。

④ 樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.8.3による。

⑤ 木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。

⑥ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。

⑦ マスターキーは、製作する ( 1組 )。その他の鍵の制作本数は ( 4組 )

6. 自閉式上吊り引戸装置

Table with 2 columns: 設置場所, 屋内(廊下). Rows include 設置場所, 適用戸の総質量(kg), 手動開き力(N), 手動閉じ力(N), 閉じ速度の調整, 制動区間, 開閉繰り返し回数, 耐衝撃性.

② 製造所: 評価名簿による。

7. ガラス

① 板ガラス

Table with 4 columns: 種類, 品名, 厚さ, 備考. Rows for フロートガラス, 型板ガラス.

② 外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。

③ ガラス留め材の種類

Table with 3 columns: 建具の種類, 材種, ガラス溝の大きさ. Rows include 鋼製, アルミニウム製, ステンレス製, 木製, 樹脂製.

5章 内装改修工事

1. 一般事項

① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。

② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2. 撤去並びに下地補修

各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

① 床改修

既設床仕上げの除去 改標仕6.2.2(1)参照

Table with 4 columns: 種類, 撤去工法, 撤去範囲, 備考. Row for ビニール床シート, ビニール床タイルゴム系床タイル.

② 壁改修

- ・ 木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照

撤去区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
壁下地を含む全面	2階既存倉庫～廊下間の一部（建具改修に伴うLGS下地やりかえ）
ボード面まで	2階既存倉庫～廊下間の一部（建具改修に伴うLGS下地やりかえ）
ボード面を残し仕上げのみ	2階既存倉庫及び廊下（仕上げビニルクロス張り）
ボードそのまま、幅木のみ撤去	2階トレーニング室及び廊下間仕切り（GB-R重ね張りの上ビニルクロス）

③ 天井改修 改標仕6.4.2参照

撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容
天井下地を含む全面	既存倉庫
ボード面まで	1階会議室倉庫の一部（取り外し・再取り付け）
ボード面を残し仕上げのみ	

- ・ 既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。

3. 木工事

- ① 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を監督員に提出する。

含水率は ( A ・ B ) 種とする。

② 木材の品質

保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理（JIS K 1570）（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものとする。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸透量及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（AQマーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。

4. 製材

樹種及び等級

	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	含水率	備考
下地材	床組	杉	—	A種	—	15%以下	
造作材	図示	米楡	—	A種	—	15%以下	

5. 造作用集成材等

ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の集成材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

6. 床張り用合板等

- ① ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

② 普通合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考
壁下地補強		12	ラワン	特類			

③ 構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	保存処理	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考
床捨張		12									

④ パーティクルボード

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	耐水性による区分	難燃性による区分	備考
置床	20						

7. 軽量鉄骨壁下地

- JIS A 6517の規格品とする。
- スタッド、ランナ等の種類は、( 65 型)とし、改標仕表6.7.1による。
- 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は ( 改標仕6.7.4(5)による )。
- ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

8. 軽量鉄骨天井下地

- JIS A 6517の規格品とする。
- 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。
- 耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティ-天井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。
- 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。
- 建築基準法に基づき定められた区分等  
基準風速Vo=( 36 )m/s  
地表面相度区分( I ・ II ・ III ・ IV )  
積雪区分 建設省告示第1455号 別表( 35 )
- 屋外の野縁受け、つりボルト及びインサート、野縁の間隔は図示による。
- ダクト等によって、つりボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。
- 天井のふところ3m以上の箇所の補強方法は図示による。
- 天井下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。

9. ビニル床シート張り(JIS A 5705)、ビニル床タイル張り (JIS A 5705)、及びゴム床タイル張り

材質	種類・種類	色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考
				材質	厚さ	高さ			
ビニル床タイル	K T	無地	2.0						

- 帯電防止床シート： 種類( )、厚さ( )、性能( )
- 耐動荷重性床シート： 種類( )、厚さ( )
- ビニル幅木：材質 材質( 軟質 )、硬質 )、高さ( 60 ・ 70 ・ 図示 )、厚さ( )
- 視覚障害者用床タイル： 種類・色( )、形状・寸法( )

10. セッコボードその他ボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ (mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考
セッコボード JIS A 6901の規格品	壁		12.5	NM	標仕19.7.2	LGS	
	天井		9.5	NM	標仕19.7.2	LGS	
化粧セッコボードトラバーチン模様 JIS A 6901の規格品	天井		9.5	QM	標仕19.7.2	LGS	
ロックウール化粧吸音板 JIS A 6301の規格品	天井		9.0	NM	標仕19.7.2	LGS	
シーキングセッコボード	壁		12.5	NM	標仕19.7.2	LGS	

合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

11. 壁紙張り JIS A 6921

施工箇所	種類	防火性能の級別	素地ごしらえ	不燃材料等の区分	備考
図示	ビニルクロス	不燃	B種		

ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の壁紙を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

12. 接着剤

壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

13. 既製家具

合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

14. 断熱材

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

6章 塗装改修工事

1. 一般事項

- 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
- 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
- ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)

区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
木部		B種	B種			

変更	月・日				工事名称
					徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事

株式会社 阿波設計事務所  
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号  
 一級建築士登録 第 338983 号 程 野 祐 介

図面名称				日付
建築改修工事 特記仕様書-3				2025.8
校閲	製図	縮尺	図面No.	
		NON	T / 06	

工事区分表

- 印の付いたものを適用する。
- が重複する項目は、それぞれの区分が必要とする工事を自ら行う。

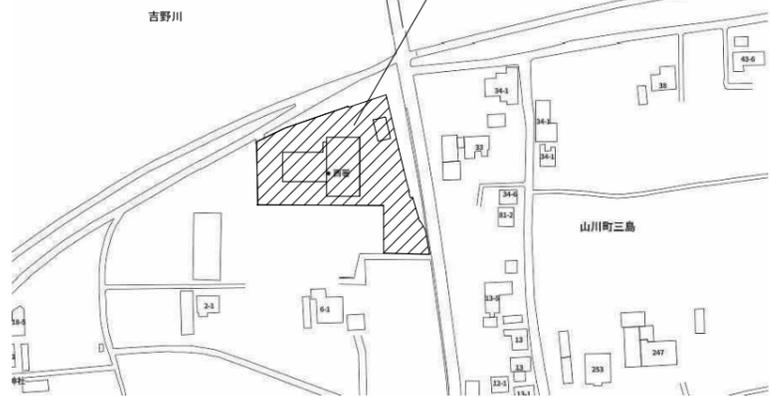
区 分		建	電	機	土	備 考
項 目	名 称	築	気	械	木	
	コンクリート穴あけ					
	梁、壁木製型枠入					
	壁スリーブ入れ		●			鉄筋探査を含むコア抜き
	床スラブ木製型枠入					
	床スラブスリーブ入れ		●			鉄筋探査を含むコア抜き
	同上開口部補強					
	配管ダクト類の防水		●	●		
	貫通部補修					
	A L Cパネルの穴あけ、補修					
	ダクト等の貫通部					
	P C版の穴あけ					
	スリーブ入れ					
	同上補修					
	インサート					
	P C版					
	インサート					
	コンクリート床					
	天井点検口		●			
	点検口取付及び、開口部補強					
	軽量鉄骨下地開口部墨出し		●	●		
	電気設備関係開口部					
	機械設備関係開口部			●		
	軽量鉄骨下地開口部補強		●			
	天井及び壁、ボード切開					
	開口補強を必要としない		●	●	●	
	ボード等の切開					
	特殊仕上材の天井、壁、					
	床に取付ける器具等の					
	穴あけ加工					
	壁等重量物の下地補強		●			衛生器具取付下地
	露出形器具取付用					
	床・壁点検口		●			
	点検口取付及び、開口部補強					
	防火区画貫通部補修		●	●		
	機器・配管取付後の		●	●	●	穴埋め後の仕上工事は
	壁、床等の補修					建築工事
	流し台、ミニキッチン					
	ステンレス製（含む排水金具）					
	本体、水切					
	同上用配管接続					
	給排水用					
	流し台					
	陶器製					
	洗面器等取付化粧板		●			ライニング壁
	ルーフドレン					
	壁樋					
	防露工事共					
	雨水排水管					
	第1樹から排水幹線までの配管					
	幹線の配管					
	汚水・雑排水管					
	建物及び第1樹までの配管				●	
	第1樹から排水幹線までの配管				●	
	幹線の配管					
	大型機械基礎					
	同上基礎上鉄骨架台					
	機器用アンカーボルト					●
	ボイラ等機械設備関係機器					
	自家発電機等電気設備関係機器					●
	一般機器類の基礎		●	●		
	仕上げ共					
	屋外自立壁の基礎					
	仕上げ共					
	屋外貯油槽					
	地下式					
	共同溝					
	歩床コンクリート					
	建物、共同溝接続トレンチ					
	同上接続部止水板					
	各種槽類					
	コンクリート製					
	S U S、F R P、鋼製					
	屋外大型のもの基礎					
	屋上設置のもの基礎					
	ダクトのあるもの					●
	壁、サッシ等への取付（材共）					
	同上用スイッチ		●			
	同上用電源配線		●			
	同上用枠、取付板等		●			
	木製、アルミ製、鉄製					
	全熱交換器					
	同上用スイッチ					
	外壁取付ガラリ					●
	給排水用					
	内壁取付ガラリ		●			ウェザーカバー
	建具ガラリ					
	ガラリへの給排水					●
	ダクト接続					
	煙感知器連動防火戸					
	同上用レリーズ					
	配管配線、ボックス共					
	同上用煙感知器					
	リレー及びリレーまでの配管配線共					
	排煙防火ダンパー					
	リレー取付まで①					
	煙感知器連動シャッター					
	リレー取付まで②					
	煙感知器連動防煙垂れ壁					
	リレー取付まで③					
	上記①～③用煙感知器					
	リレーまでの配管配線共					

区 分		建	電	機	土	備 考
項 目	名 称	築	気	械	木	
	道路側溝用排水					
	L型・U型と管敷設					
	制御盤					
	制御盤以降の配管、配線共					
	同上用電源配線					
	1次側接続まで					
	屋内消火栓					
	屋内消火栓起動リレー					
	同上表示灯及び起動装置					
	自動火災報知器					
	連結水口					
	座板共					
	独立煙突					
	同上煙道					
	鋼板製					
	同上雷保護設備					
	配管配線用ビット					
	盤、配管、ダクト、					
	配線用の二重床開口					●
	コンクリートシャフト					
	点検口					
	天井フック					
	機械室、電気室の					
	防音遮音処理					
	特殊サイズ鏡					
	化粧洗面器					●
	カウンター、化粧鏡共					
	雷保護設備					
	保守管理用タラップ、					
	はしご					
	室内テレビ用吊金物					
	テレビアンテナ					
	取付共					
	同上用基礎					
	グリストラップ及び					
	コンクリート製					
	ガソリントラップ					
	ステンレス鋼板製					
	電動シャッターの配管配線					
	二次側。操作盤、押印取付共					
	同上用電源配線					
	一次側接続まで					
	自動扉の配管配線					
	二次側					
	同上用電源配線					
	一次側接続まで					
	電気錠操作盤					
	読取装置共					
	同上配管配線					
	電気錠					
	配管配線、接続ボックスまで					
	同上配管配線					
	操作盤～接続ボックスまで					
	関係機器、関係機器間配線を含む					
	同上用電源配線					
	一次側接続まで					
	同上用信号線					
	各メーターから装置まで					
	ユニットバス本体					●
	据付共					
	同上用電源配線					●
	一次側接続まで。SWの取付配線共					
	同上用配管					●
	接続まで					
	冷蔵、冷凍、恒温恒湿、					
	現場製作					
	シールド、防音、					
	無響室等の内装					
	同上用電源配線					
	一次側接続まで					
	同上用照明・コンセント					
	電源配管配線、接続ボックス共					
	同上用配管					
	接続まで					
	冷蔵、冷凍、恒温恒湿、					
	現場製作					
	シールド、防音、					
	無響室等の内装					
	同上用電源配線					
	一次側接続まで					
	同上用照明・コンセント					
	電源配管配線、接続ボックス共					
	同上用配管					
	接続まで					
	屋外機既製基礎					●
	屋外配管化粧カバー					●
	アンカーボルト共					●
	便器					●
	アンカーボルト共					●
	アスファルト舗装					●
	取り壊し、復旧					

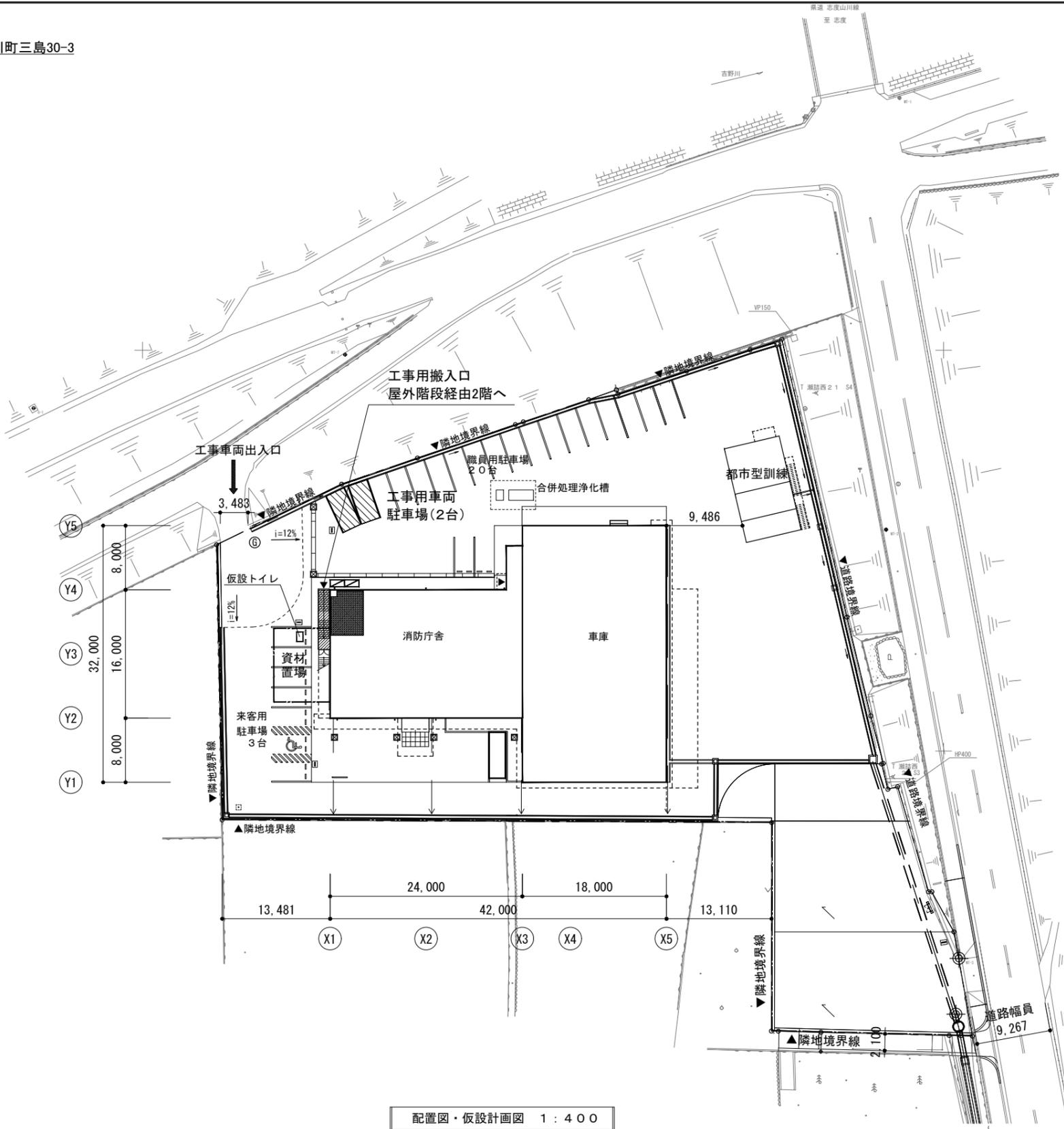
区 分		建	電	機	エレベーター	備 考
項 目	名 称	築	気	械		
昇降機関連	昇降機設備本体					
	三方枠、同取付後の壁補修まで					
	(トコ詰め)					
	同上用機械室					
	天井フック、床シンダーコンクリート、防塵塗料、搬入用等開口、換気ガラリ共					
	同上用監視壁					
	同上換気扇取付					
	機械室換気扇取付					
	サーモ、スイッチ共					
	各種信号用制御線					
	停電用、火災用等					
	三方枠周囲の壁仕上					
	各階出入口用開口					
	敷居取付持出し共					
	昇降路内中間ビーム設置					
ビット内防水						
動力、照明要電源、						
接地引き込み						
コンセント設置						
ビット内、機械室内						
インターホン配線						
シャフト外、監視壁～制御盤						
シャフト内、制御盤内接続共						
非常放送用スピーカー						
シャフト外、AMP～制御盤						
同上用配線						
シャフト内、制御盤内接続共						
監視カメラ						
同上用配線						
シャフト外、監視制御装置～制御盤						
シャフト内、制御盤内接続共						
点検用タラップ						
ビット内						

区 分		建	電	機	エスカレーター	備 考
項 目	名 称	築	気	械		
エスカレーター設備	搬入口、据え付け穴明け、同復旧					
	フレーム受け用枠					
	吊込穴、フック、復旧工事					
	転落防止柵、網、仕切り板					
	三角ガード					
	天井目地、床、回り仕上げ					
	スプリンクラー等					
	防火シャッター					
	床部照明工事					
	下部機械室耐火構造及び防水工事					
	機械室受電盤までの動力線、電灯線、接地線の配管配線					
	点検用電源の機械室までの引き込み配管配線					
	シャッター及びエスカレーター電気インターロック用接点の供給及び配管配線工事（必要な場合）					
	監視壁との信号用配管配線工事					

西消防署: 徳島県吉野川市山川町三島30-3



附近見取図



配置図・仮設計画図 1:400

凡 例		
改 修		改修対象部分 (2階)
仮 設		シート養生・清掃範囲 (屋外階段)
		工事進入路
		フェンスバリケード H=1800
		枠組本足場 W=900 H=5.1m 安全手摺
	ⓐ	交通誘導員 5人

注記	月 日				
	変更				

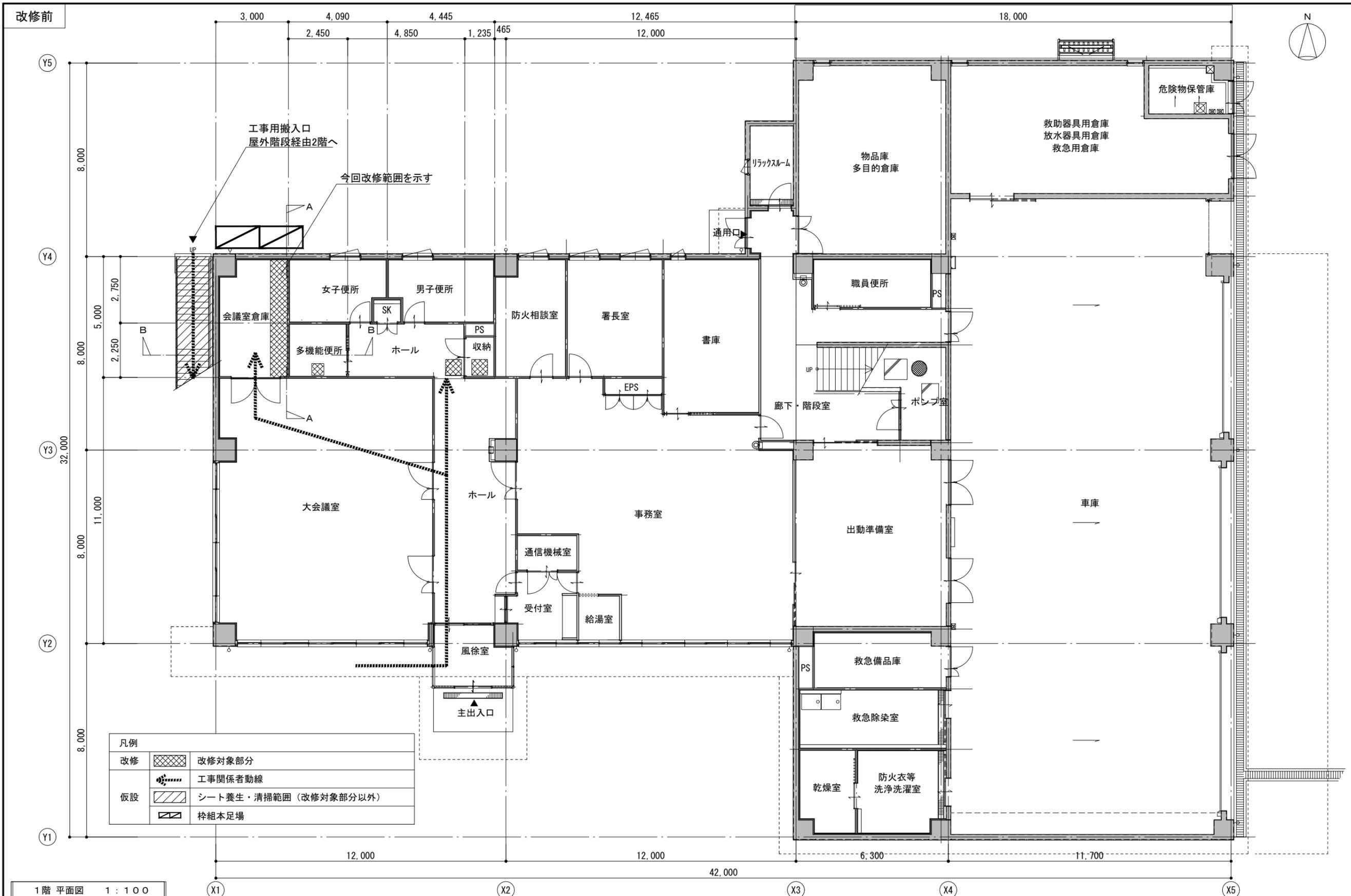
工事名称	徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事
------	---------------------

校 校	徳島中央広域連合西消防署
-----	--------------

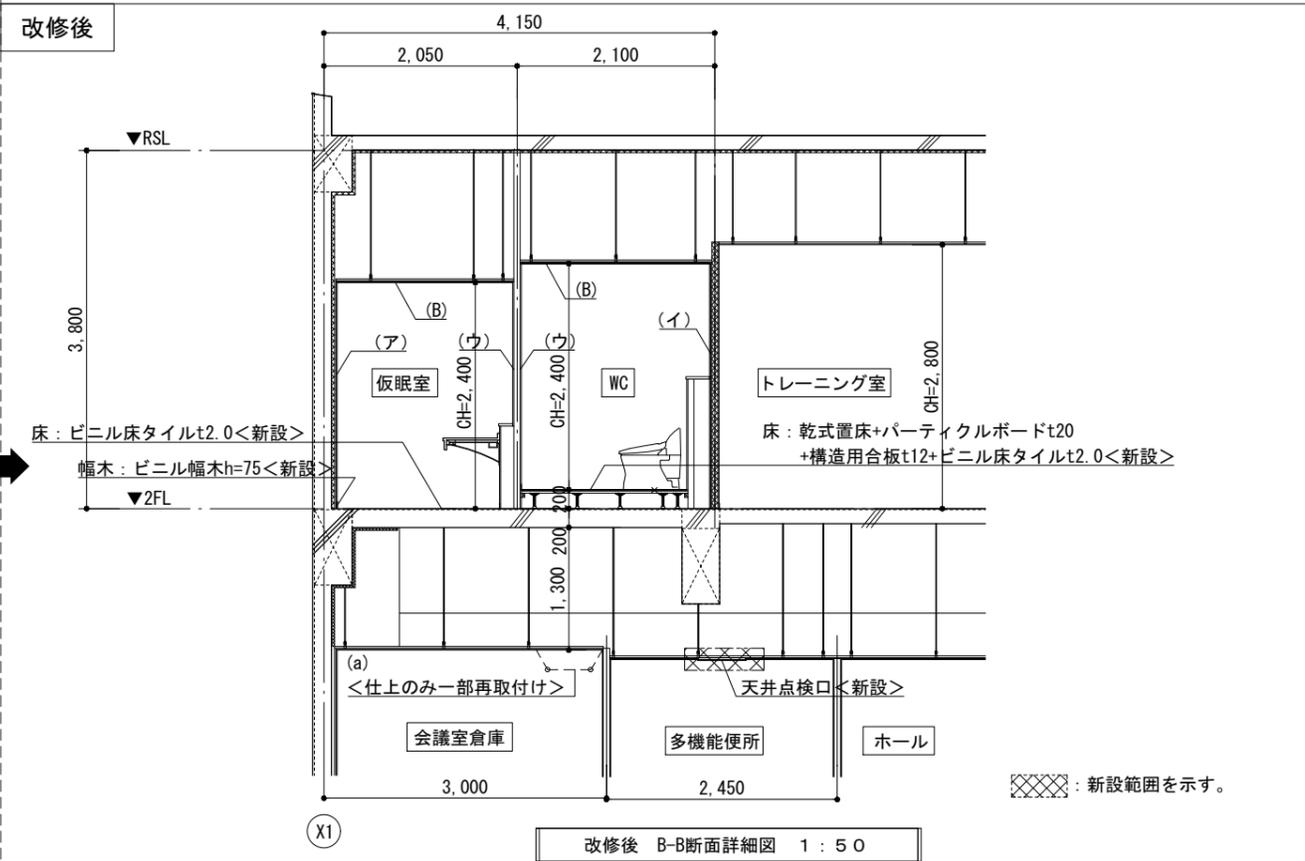
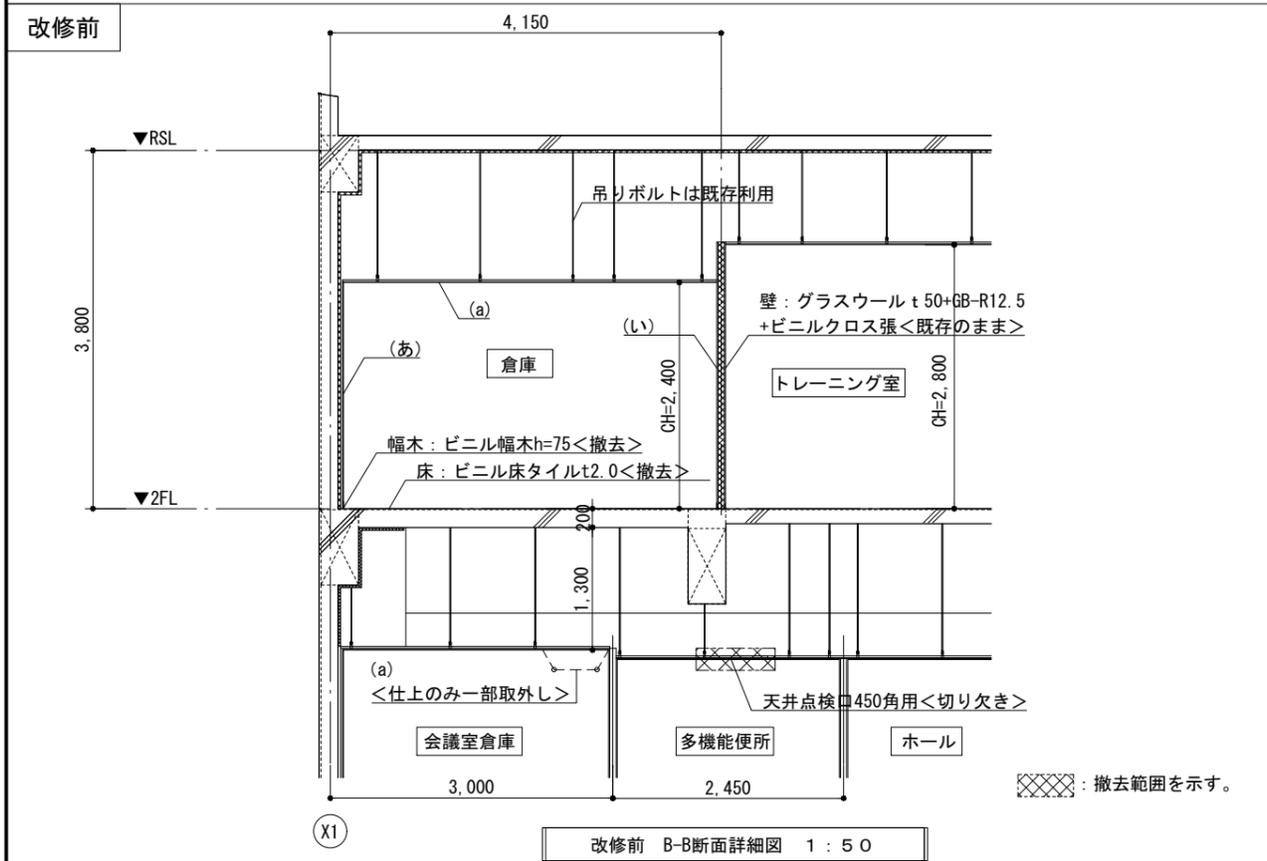
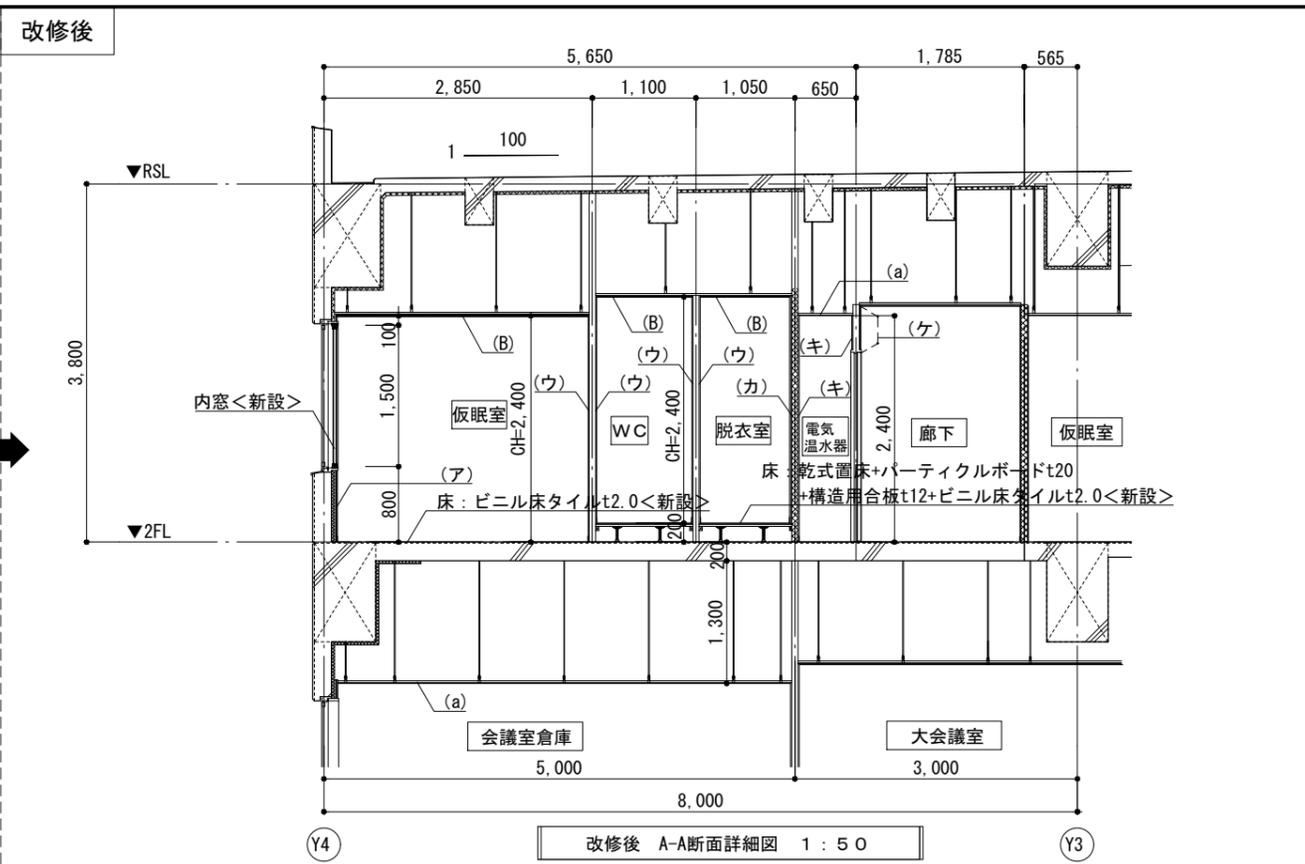
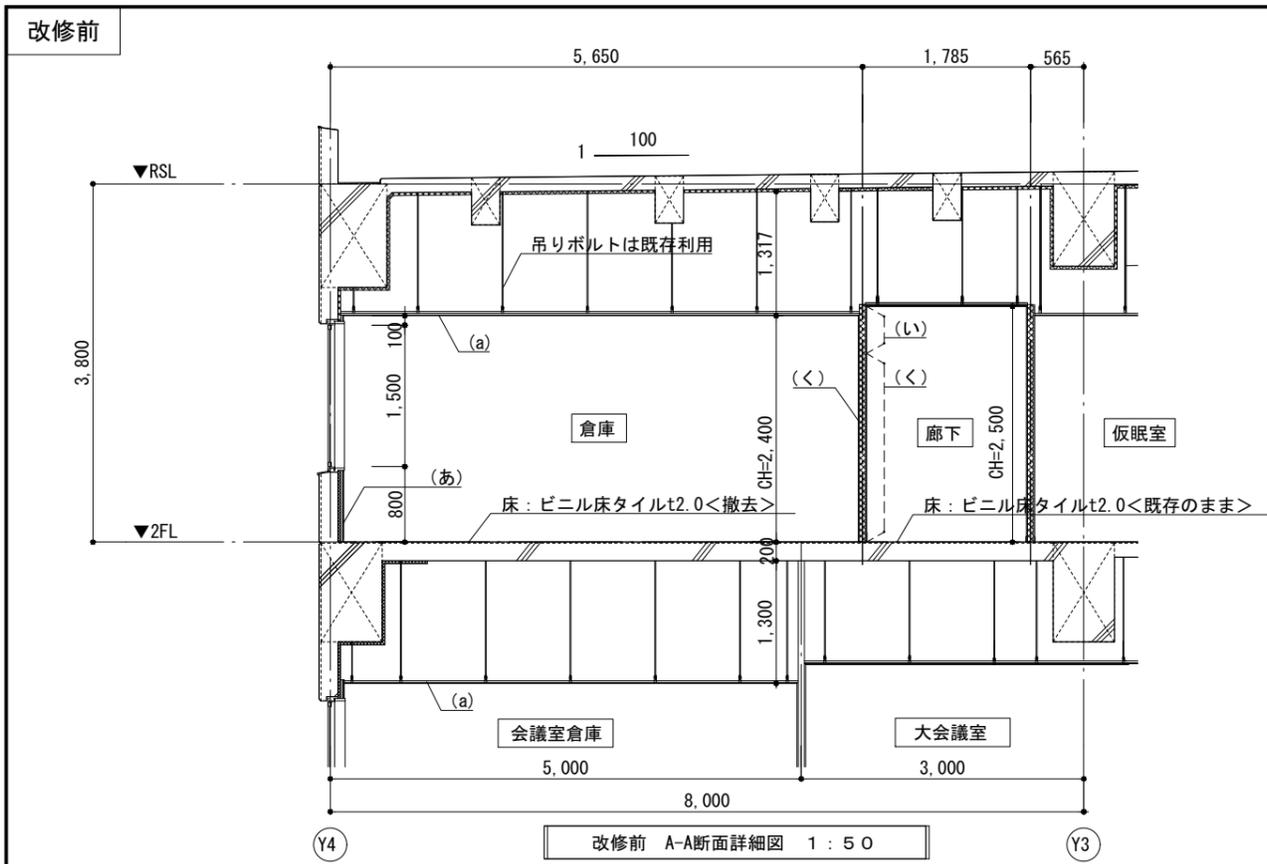
**株式会社 阿波設計事務所** 四国支店  
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号  
 一級建築士登録 第338983号 程野 祐介

図面名称	附近見取図・配置図・仮設計画図	日付	2025.8
校 校		製 製	縮 尺
			A3 (1/600) A2 (1/400)
		図 面	N. 〇 A / 01









注記

変更	月	日

工事名称

徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事

株式会社 阿波設計事務所 四国支店  
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号  
 一級建築士登録 第 338983 号 程野 祐介

図面名称

改修前・改修後 断面詳細図

校閲

製図

縮尺

A3(1/75)  
A2(1/50)

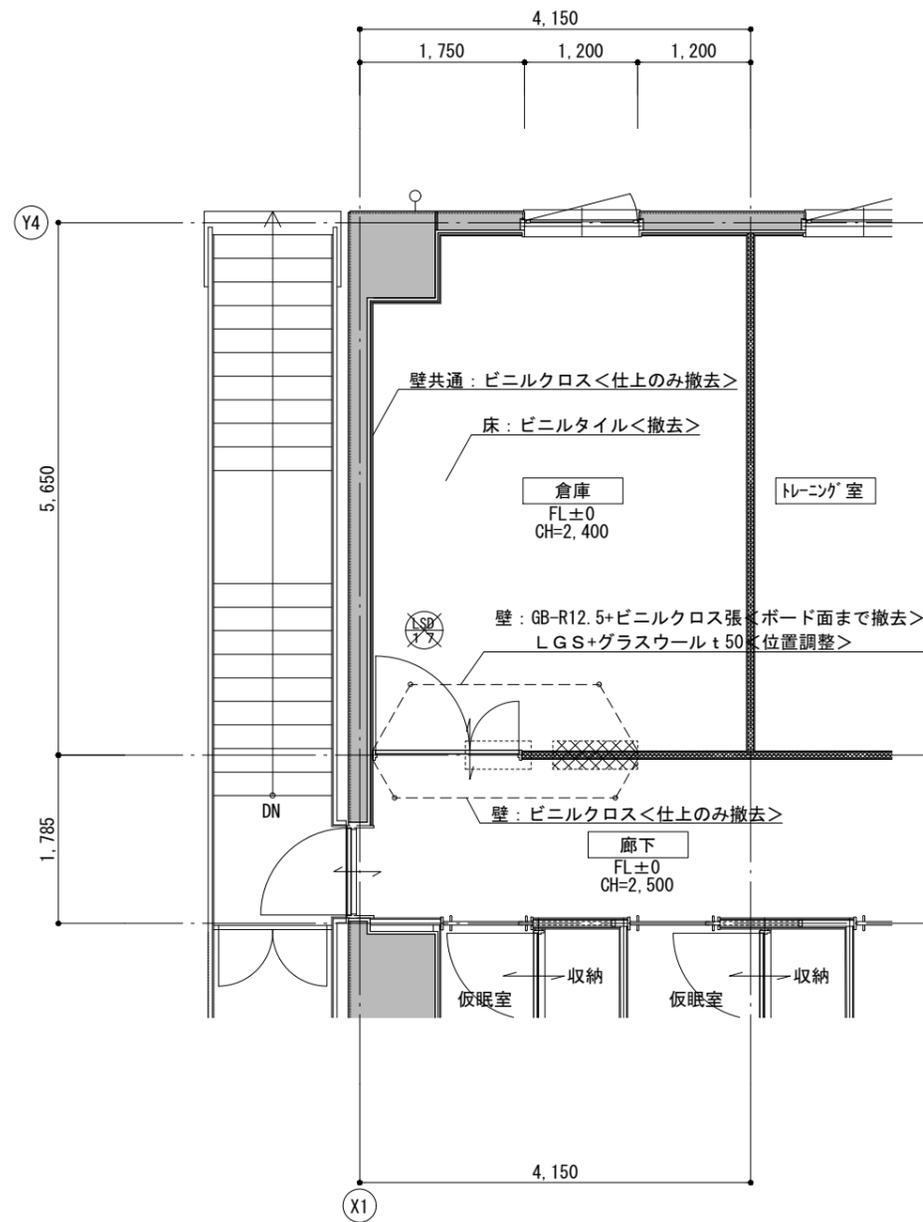
日付

2025.8

図面No.

A / 05

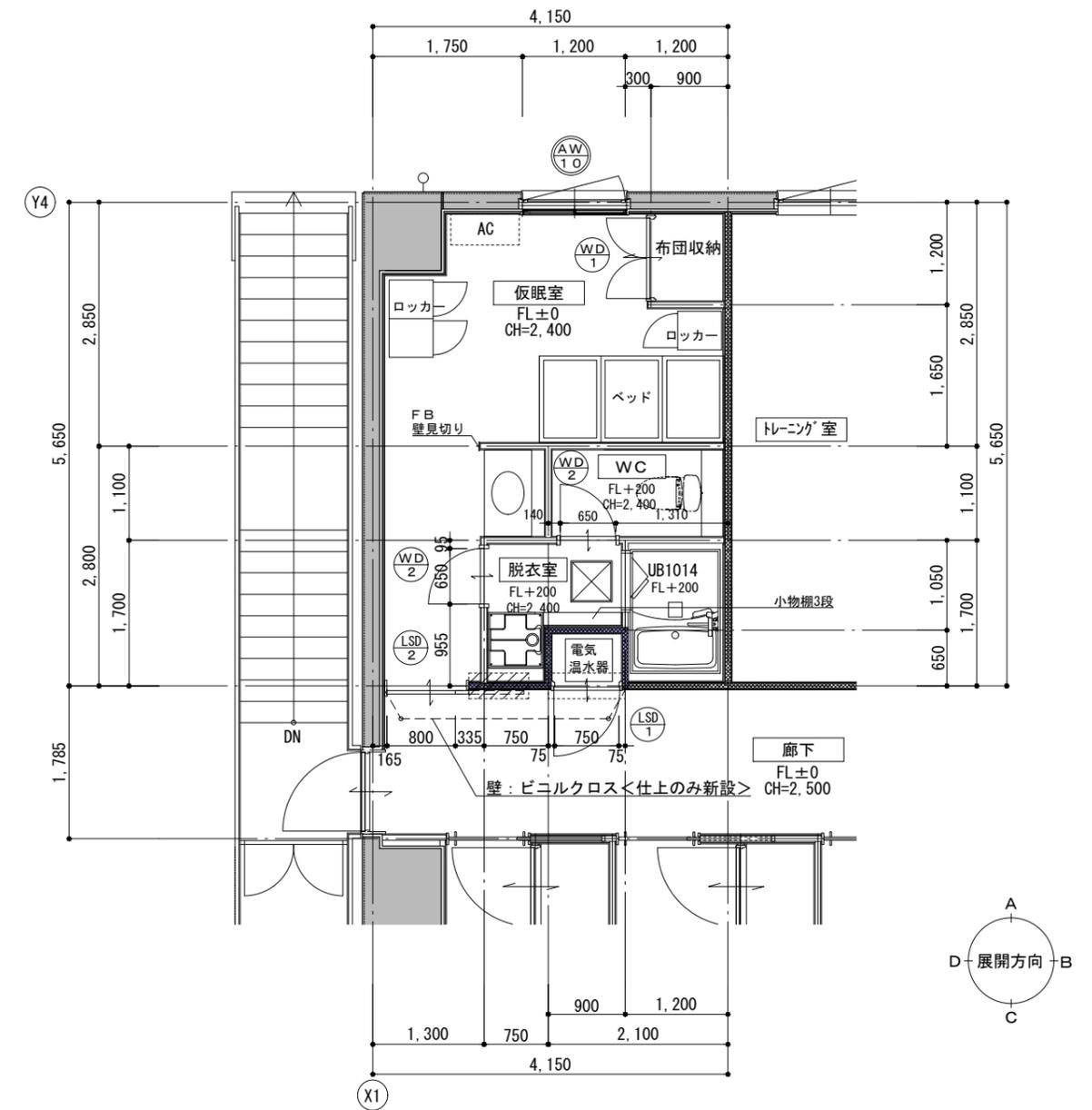
改修前



改修前 倉庫平面詳細図 1:50

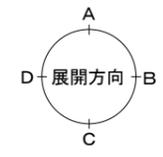
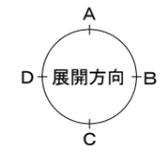
撤去範囲を示す (開口部新設のため)

改修後



改修後 仮眠室平面詳細図 1:50

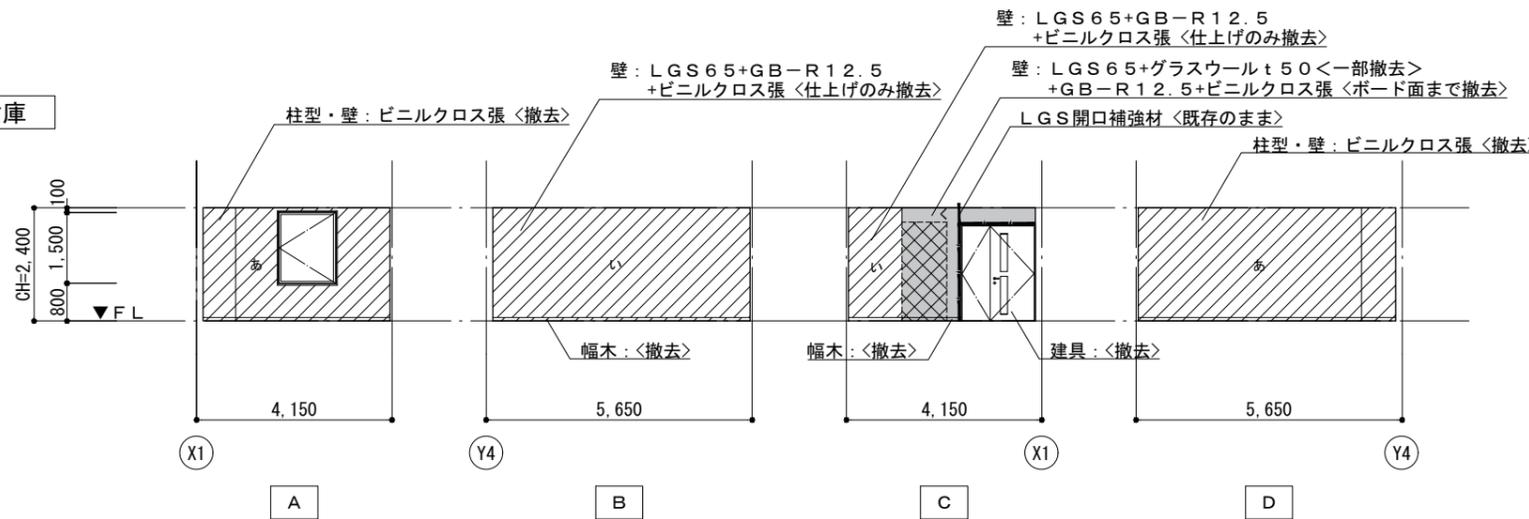
新設範囲を示す (開口部縮小)



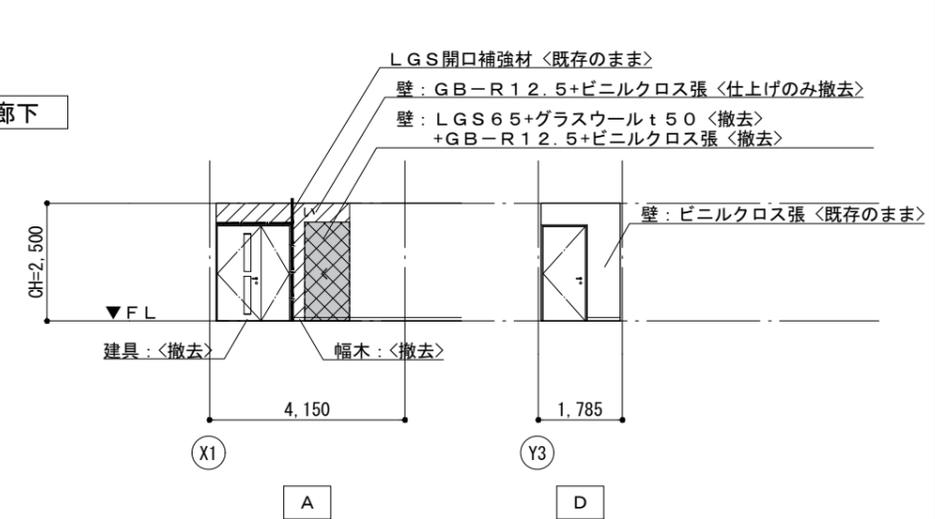
注記	月 日		工事名称	株式会社 阿波設計事務所 四国支店 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号 一級建築士登録 第 338983 号 程野 祐介	図面名称	改修前・改修後 2階平面詳細図	日付	2025.8
	変更				校閲		製図	縮尺

改修前

倉庫



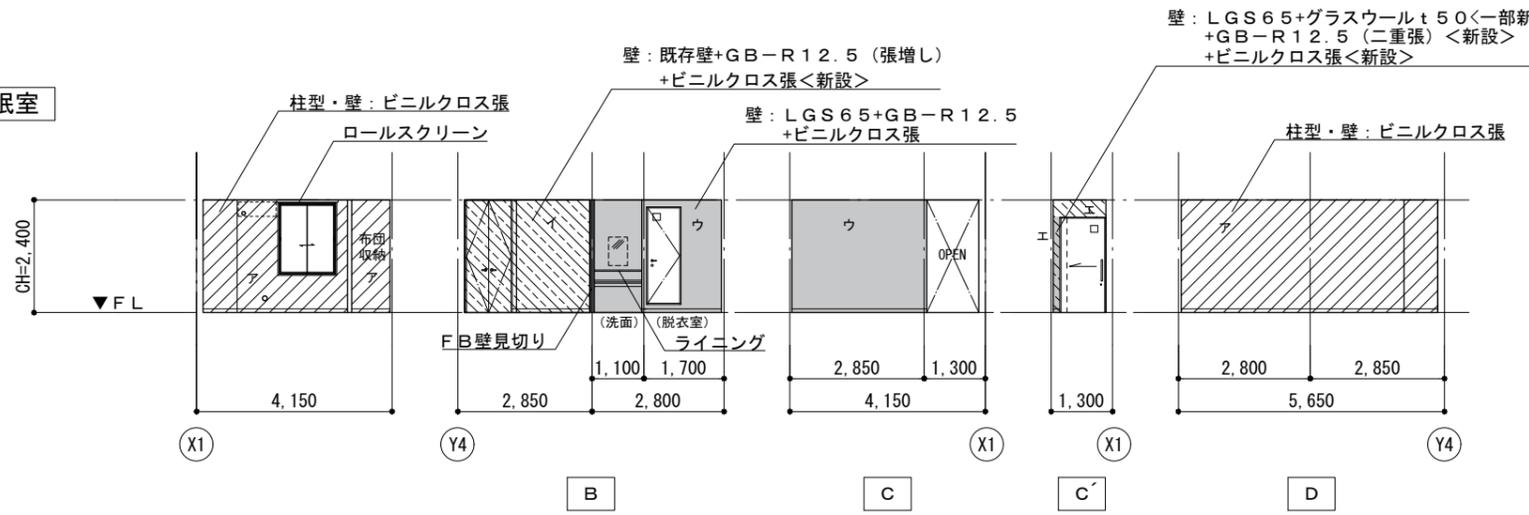
廊下



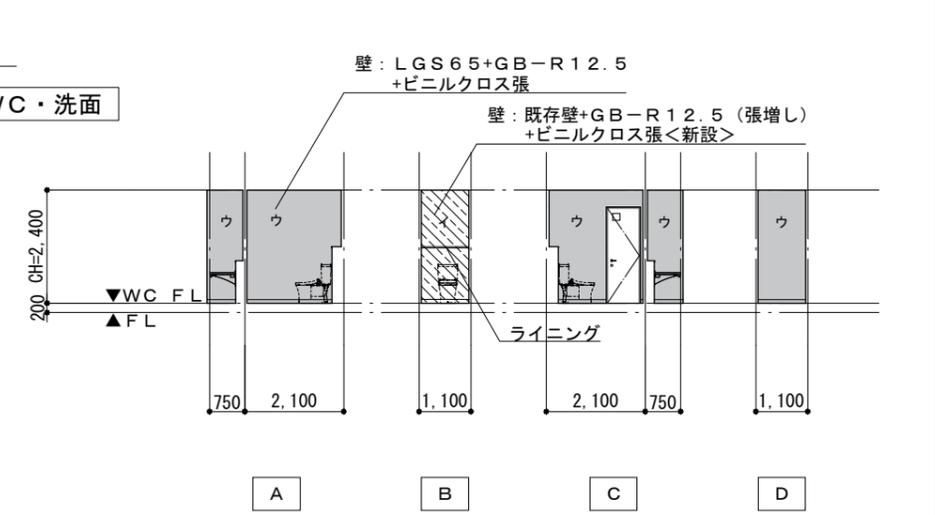
- : 下地を含む撤去の範囲を示す。
- : ボード面まで撤去の範囲を示す。
- : 仕上げのみ撤去の範囲を示す。

改修後

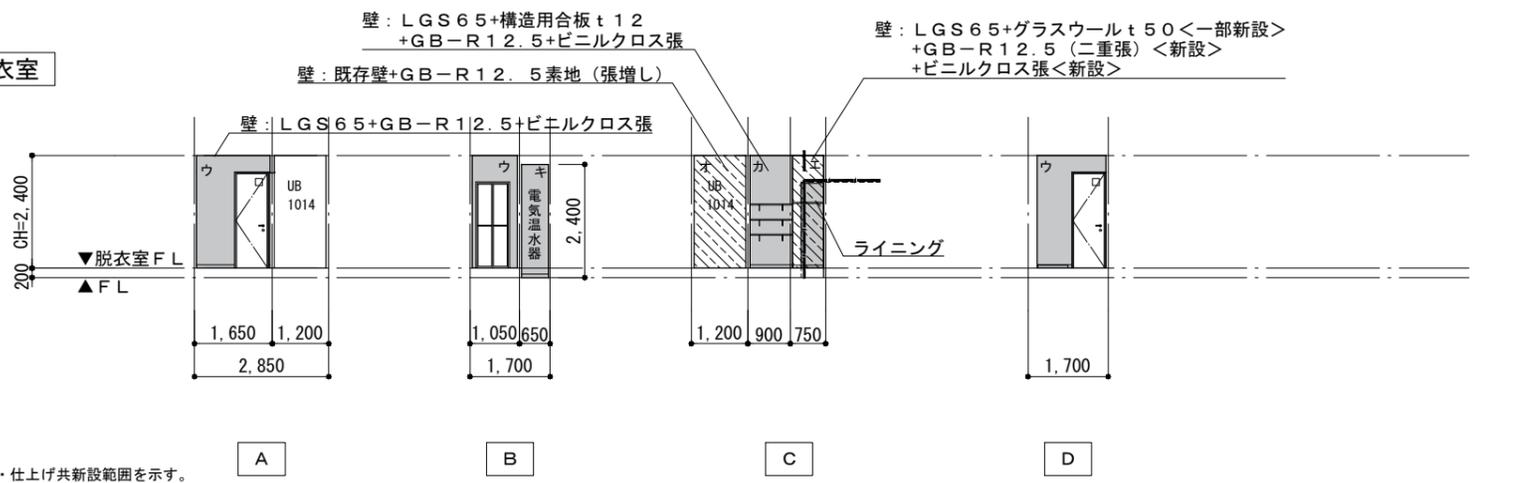
仮眠室



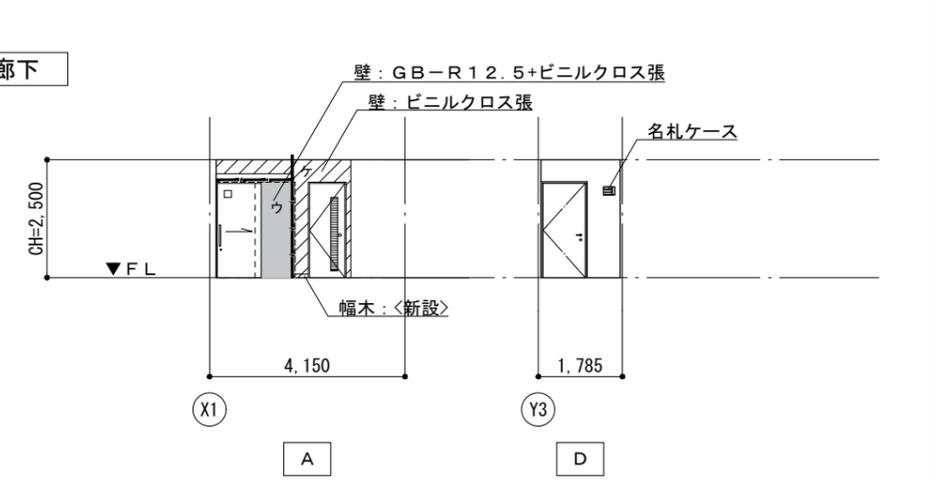
WC・洗面



脱衣室

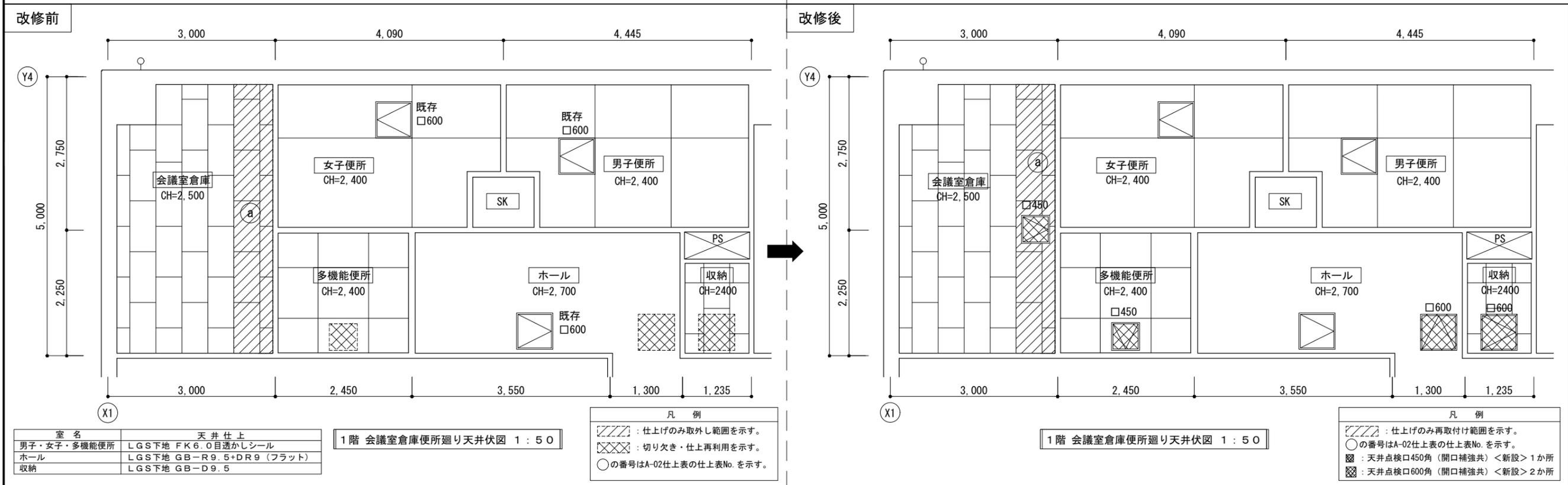
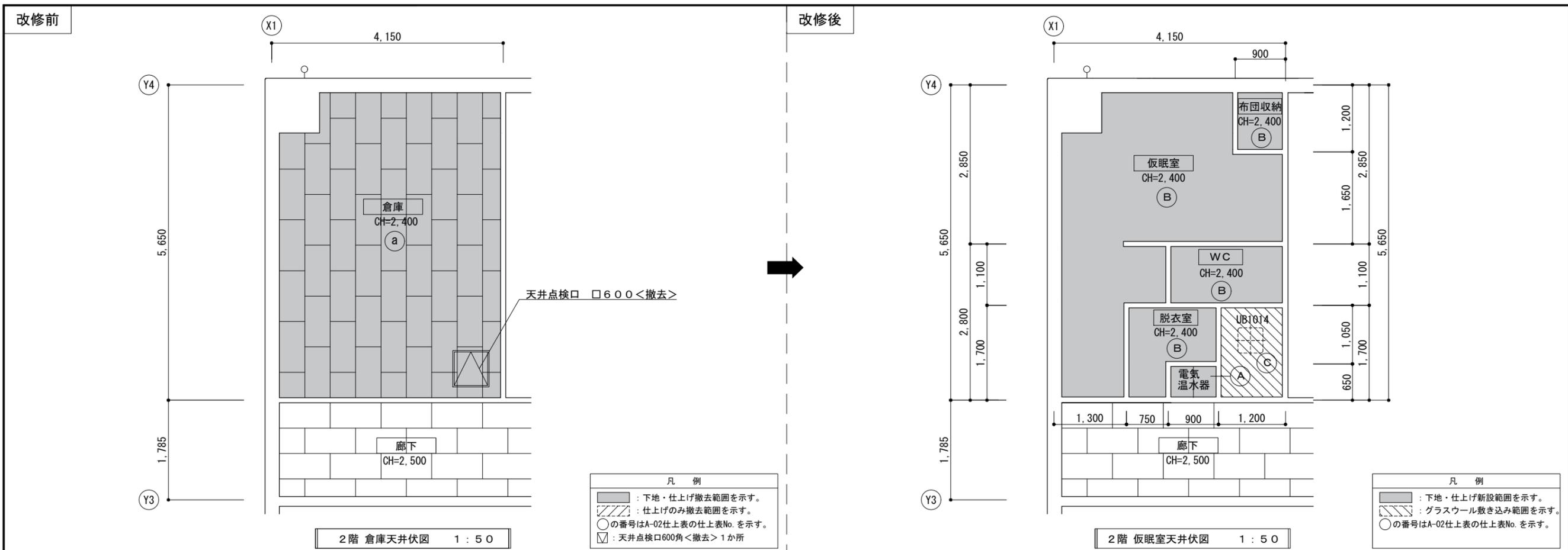


廊下



- : 下地・仕上げ共新設範囲を示す。
- : GB-R12.5二重張 (新設) 範囲を示す。
- : 仕上げのみ新設範囲を示す。

注記	月 日		工事名称 徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事	株式会社 阿波設計事務所 四国支店 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号 一級建築士登録 第338983号 程野 祐介	図面名称 改修前・改修後 展開図	日付 2025.8
	変更				校閲	製図



室名	天井仕上
男子・女子・多機能便所	LGS下地 FK6.0目透かしシール
ホール	LGS下地 GB-R9.5+DR9 (フラット)
収納	LGS下地 GB-D9.5

月	日	変更

工事名称  
徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事

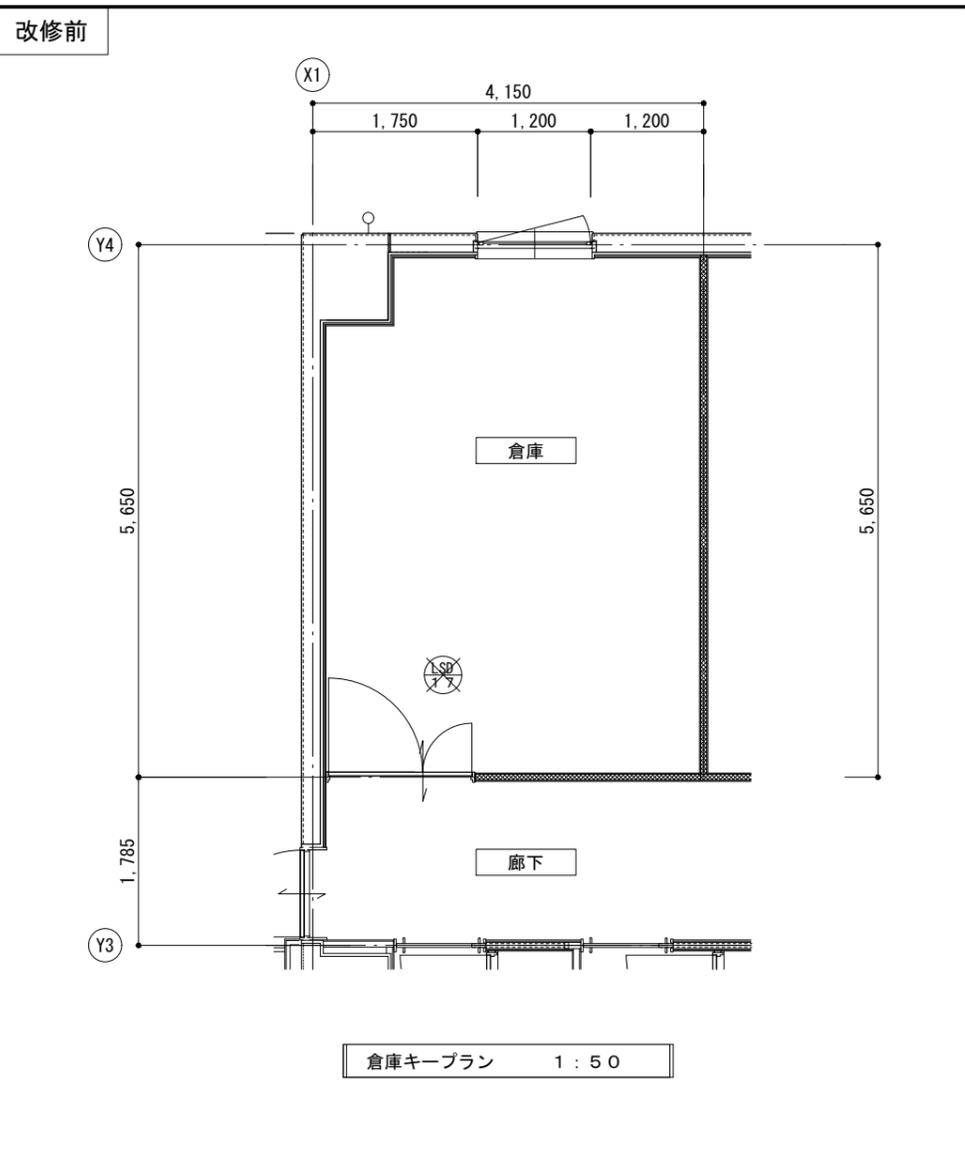
株式会社 阿波設計事務所 四国支店  
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号  
一級建築士登録 第 338983号 程野 祐介

図面名称 改修前・改修後 天井伏図	日付 2025.8
校閲	製図 縮尺 A3(1/75) A2(1/50)
図面No. A / 08	

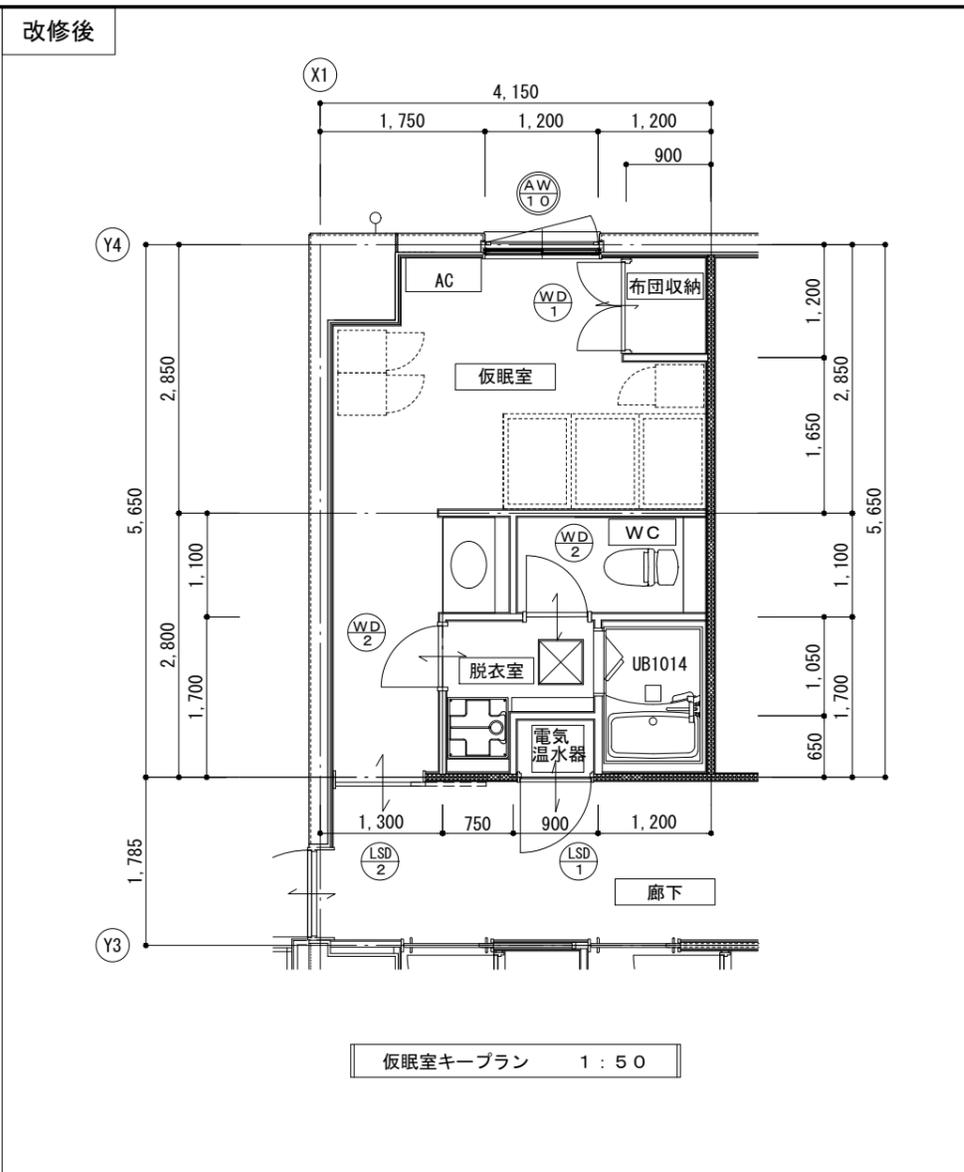
記号	型式	個数	AW10 アルミ製 たてすべり出窓 (既存) + 引違い窓 (内窓追加)	1
改修	アルミサッシ断熱補強工事			
姿図				
仕上	見込	樹脂	ライトグレー	67
金物	引手、付属金物一式			
ガラス	複層ガラス (FL3+A12+FL3)			
場所	2階 仮眠室			
備考	ロールスクリーン1, 280×1,600 天井付			

記号	型式	個数	LSD1 軽量鋼製 親子開き戸	1
撤去	親子開き戸			
姿図				
仕上	見込	スチール t 1.6、t 0.6	—	40
金物	附属金物一式			
ガラス	FG4			
場所	2階 倉庫			
備考	鋼製枠: SOP塗装、アルミガラリ			

記号	型式	個数	LSD2 軽量鋼製 片引きハンガードア	1
新設	片引きハンガードア			
姿図				
見込	亜鉛メッキ鋼板 t 1.6	メラミン樹脂 焼付塗装	36	
金物	CH、ST 沓摺K1、附属金物一式			
ガラス	—			
場所	2階 電気温水器置場			
備考	鋼製枠: SOP塗装、アルミガラリ			



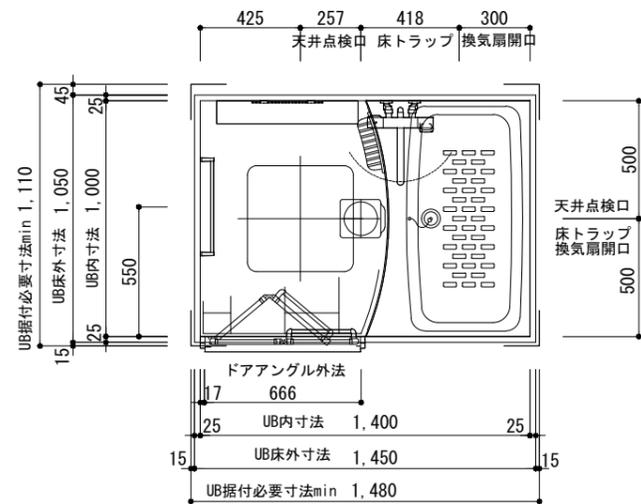
記号	型式	個数	WD1 木製 両開き戸	1
新設	両開き戸			
姿図				
見込	ペーパーコア	メラミン化粧板	36	
金物	ST、取手、戸当り、附属金物一式			
ガラス	—			
場所	2階 仮眠室布団収納			
備考	木製枠: 115×25 EP-G塗装			



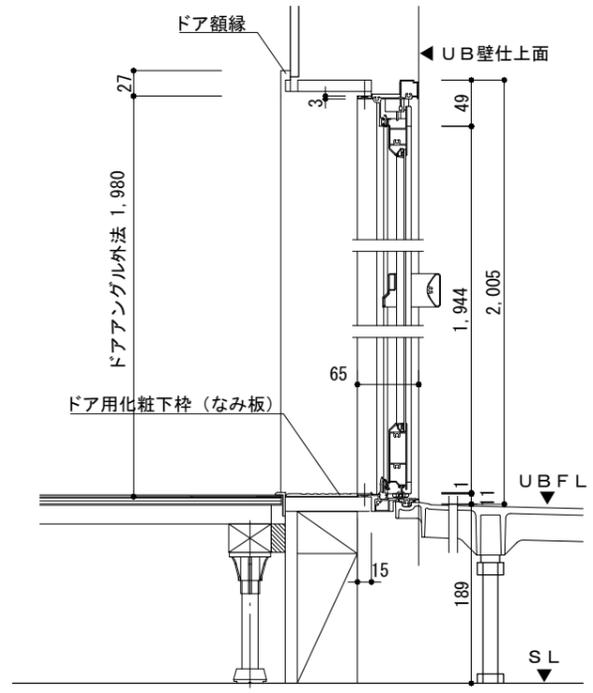
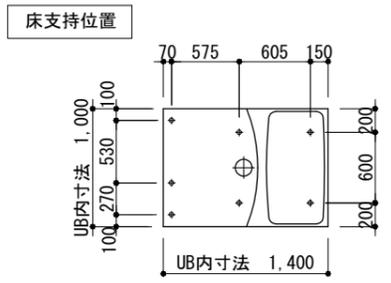
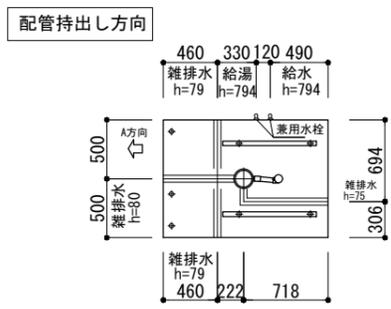
記号	型式	個数	WD2 木製 片開き戸	2
新設	片開き戸			
姿図				
見込	ペーパーコア	メラミン化粧板	36	
金物	LD、ST、SM (表示錠付き) 沓摺 (脱衣室のみ: 部分詳細図参照)、附属金物一式			
ガラス	FG4			
場所	2階 WC、脱衣室			
備考	木製枠: 115×25 EP-G塗装、アルミガラリ			

共通事項	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・DC: ドアクローザー、ST: ステンレスT番、PD: シリンダー、CH: ケースハンドル錠、AP: アングルピースを示す。</li> <li>・SM: サムターン、AP: アングルピースを示す。</li> <li>・アルミガラリの開口率は40%とする。</li> <li>・内部建具のガラス押え縁廻りのシール材はポリサルファイド2成分型 (5×15) とする。</li> <li>・扉の額縁、小口部分は扉と同材または同色とする。</li> <li>・枠・額縁等のチリは原則として10mmとする。</li> <li>・扉枠にはクッション用戸当りゴム3ヶ所取り付け。</li> <li>・建具金物は、原則としてステンレス製とし、標準付属金物一式を取り付けること。</li> <li>・寸法 (W・H) は、内法寸法とする。</li> <li>・戸当りは、全ての開き戸に取り付ける。</li> <li>・FL: フロート板ガラス、PG: 複層ガラス、FG: 型板ガラス</li> </ul>	
沓摺: K1	沓摺: K2
気密材	

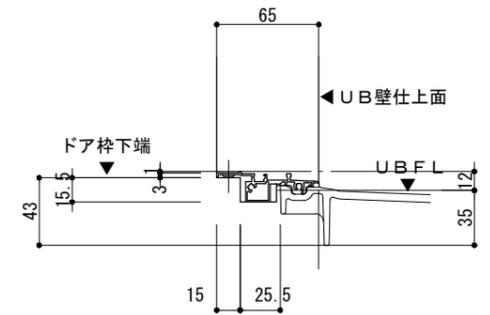




平面図 1 : 20

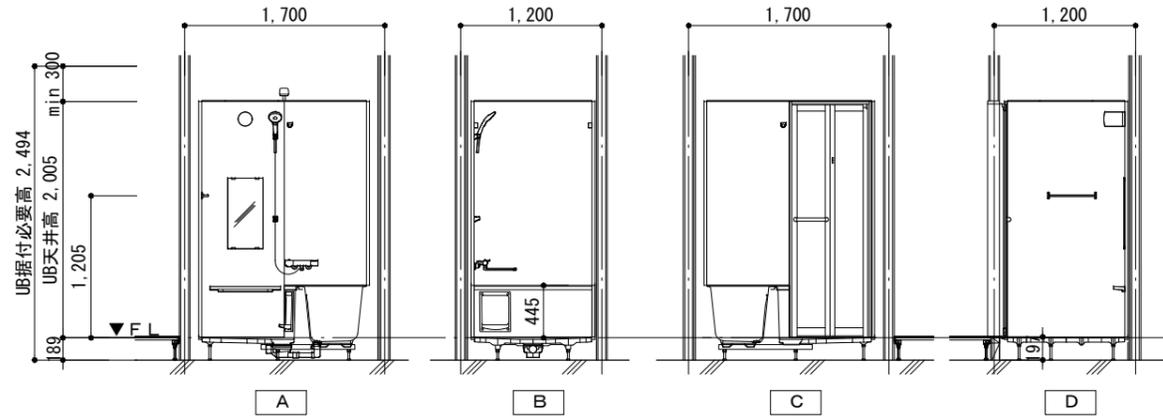


ドア取合断面図 1 : 5

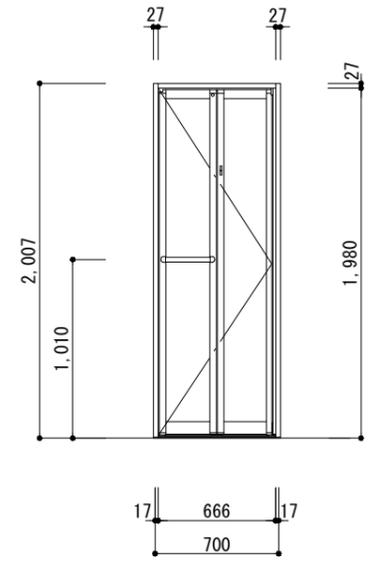


部分詳細図 1 : 3

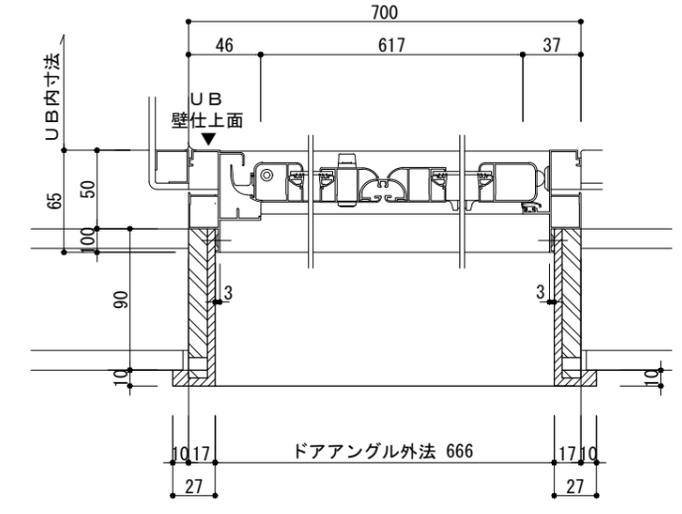
展開図



部位/項目	仕様 (寸法単位: mm)	備考 (色柄・品番等)	部位/項目	仕様 (寸法単位: mm)	備考 (色柄・品番等)
据付必要寸法	1110D × 1480W × 2494H		カウンター	とるび°カリムカウンター<ホワイト> (色仮決)	CT-600A(7)-SET/FW1
内寸法	1000D × 1400W × 2005H		照明	スリム照明(防湿型) LEDランプ 1灯	LDA-C1-2A
床	FRP 模様付	N86	タオル掛	アルミパイプ L400 プラケット: 樹脂製	TB-400E-K
壁	アクセントパネル (器具面) 洗い場側: Lパネル (ホワイト)	HN987, LE301	鏡	防湿型化粧鏡 300W × 600H	KGM-3060(1)S
	ベースパネル: Lパネル (ホワイト)		換気口	特注開口 位置サイズ未定	
天井	化粧鋼板複合パネル	UE103	ランドリパイプ	ステンレス製<ホワイト> 1本セット	LAP-0982-W (×1本)
ドア	折り戸: アルミパイプ処理 (ホワイト)	VDY-7002006L (79)/W	トラップ	ABS樹脂製 封水50mm	
	面材: 型板調樹脂板		給水管	Rc1/2 めねじ止	
	フリースイズドア額縁キット	DG-0821(6)-SET/WM	給湯管	Rc1/2 めねじ止	
浴槽	FRP (浴槽内寸法 953W × 493D × 470H)	N86	雑排水管	塩ビ管 VP50	
	ゴム排水栓				
水栓金具	兼用: 壁付サモ水栓 (クローラ)	BF-KA145TX (250)-F12PU			
	シャワー: スイッチ付エコアシャワー<ホワイト>	A-10314-PU			
シャワーフック	樹脂製<ホワイト> 2個	BF-30C-PU			

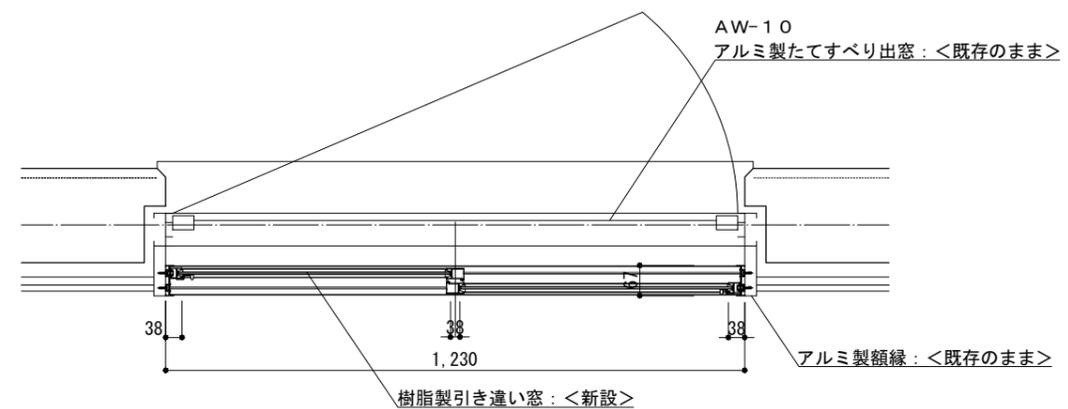


額縁詳細図 1 : 30

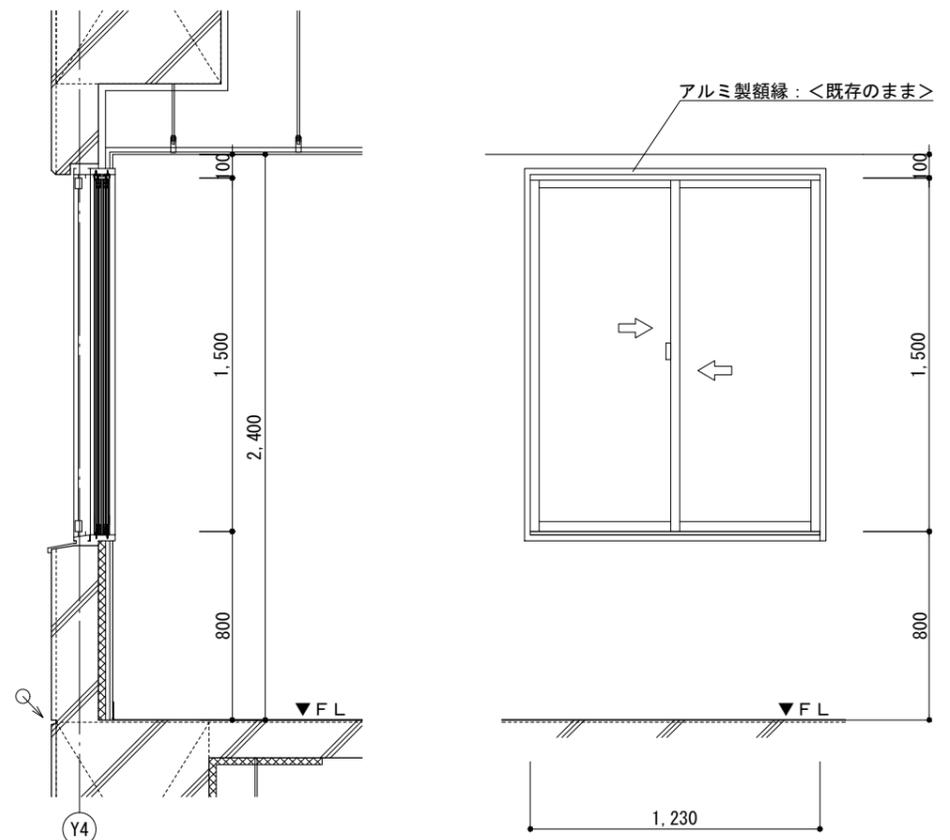


部分詳細図 1 : 3

フリースイズドア額縁  
 DG-0821(5)-SET/WM ※D寸法: 最大125 (DG-0821(5)-SET/WMの場合)  
 DG-0821(6)-SET/WM 最大155 (DG-0821(6)-SET/WMの場合)  
 DG-0821(7)-SET/WM 最大210 (DG-0821(7)-SET/WMの場合)  
 現場にて調整

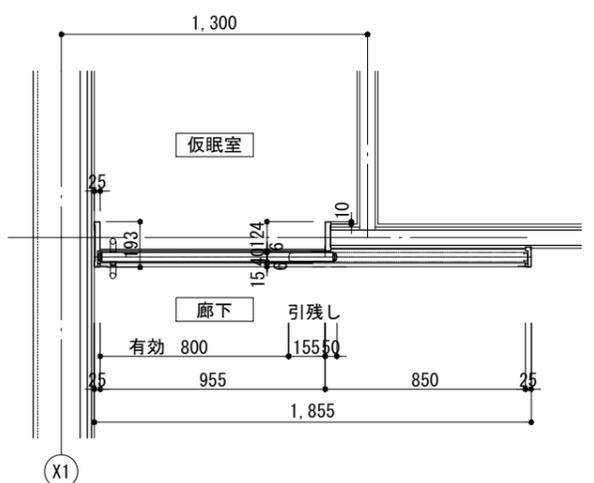


平面詳細図 1 : 10

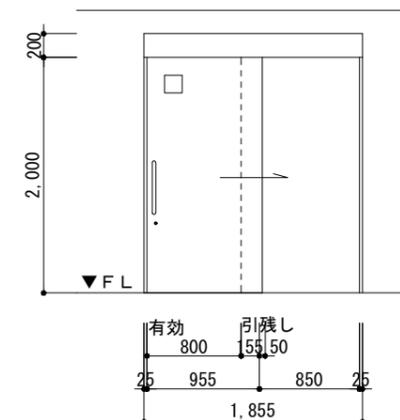


断面詳細図 1 : 20

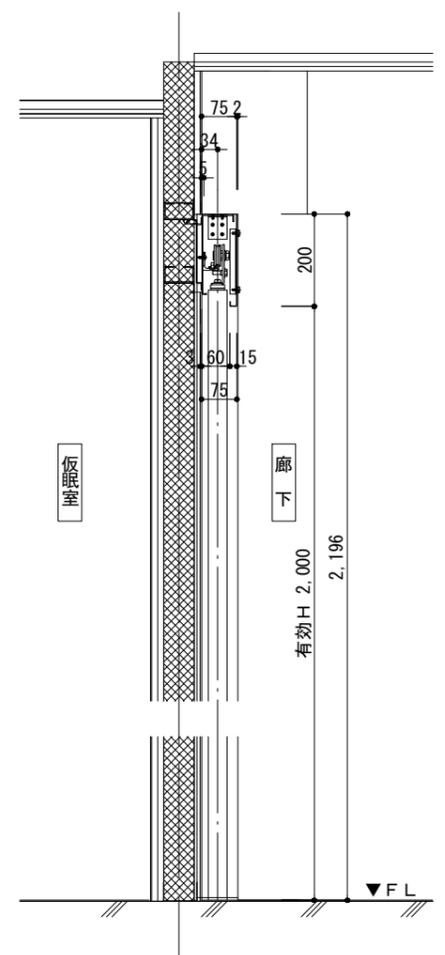
展開図 1 : 20



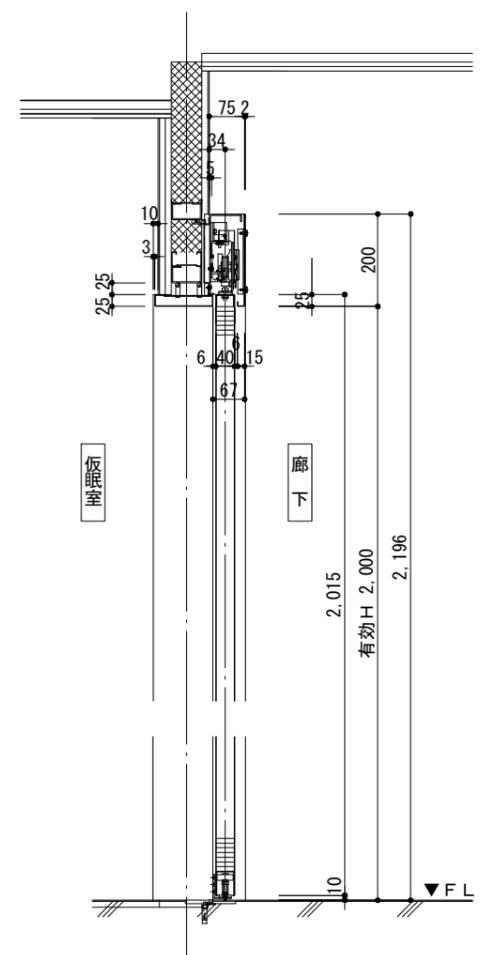
平面詳細図 1 : 20



展開図 1 : 40



断面詳細図 1 : 10



注記	月 日	変更

図面名称	工事名称
	徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事

株式会社 阿波設計事務所 四国支店  
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号  
 一級建築士登録 第 338983 号 程野 祐介

図面名称	改修後 部分詳細図-3	日付	2025.8
校閲	製図	縮尺	A3(1/30) A2(1/20)
			図面No. A / 12

III. 機械設備工事特記仕様書  
1章 一般共通事項

- 1. 官公署その他への届出手続等
- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

- 2. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

- ① 廃棄物の処理
- 産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	阿波ハラス(株) (中間処分)		吉野川市鶴島町鶴島151番地の1 吉野川市山川町堤外141-11	1.4	1,200	t
アスファルト	阿波ハラス(株) (中間処分)		吉野川市鶴島町鶴島151番地の1 吉野川市山川町堤外141-11	1.4	1,000	t
金属(処分)	(有)久保衛生		三好郡東みよし町加茂6001-1 三好郡東みよし町加茂5999-1	29.6	6,000	m3
廃プラスチック	徳島リサイクル工業(株)	○	阿波市阿波町宇五明141-1 美馬市脇町宇西赤谷2351	7.7	17,000	m3
汚泥	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	43.6	12,727	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

- ② 建設発生土の処理

- ・構外に搬出し適切に処理 ※土壤検査を本工事で(行(箇所)・行わない)・構内敷きならし
- ・構内の指示場所(図示)に集積

なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。  
[最終処分場の指定]※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。

- ・処分場名: 所在地:
- ・処分単価(税抜): 円 運搬距離: kmを見込んでいる。

- ③ 有価材の処理

- ・有価材 (鉄骨・軽量鉄骨)
- ・古物商で適切に処理すること。

- 3. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①からの②の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
  - 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
  - 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
  - 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
  - 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
  - 5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー(簡易貫流ボイラー含む)、鑄鉄製ボイラー(鑄鉄製簡易ボイラー含む) 鋼製小型ボイラー(小型貫流ボイラー含む)、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)
冷凍機	チリングユニット(空気熱源ヒートポンプユニット含む)、吸収冷凍機、吸収冷凍水ユニット、遠心冷凍機
冷却塔	冷却塔
空調機	ユニット形空調機、ファンコイルユニット(カセット形含む) コンパクト形空調機、パッケージ形空調機、マルチパッケージ形空調機ガスエンジンヒートポンプ式空調機
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形、折込み形、袋形)、自動巻取型エアフィルター、電気集塵器
全熱交換器	全熱交換器(回転形・静止形)、全熱交換ユニット
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)、斜流送風機、軸流送風機、消音ボックス付送風機
ポンプ類	横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ
ダクト付属品	吹出口・吸込口、風量ユニット(定風量・変風量)
自動制御	自動制御システム
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形)、密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用) 密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム、ハロゲン化物消火システム
厨房機器	厨房システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁蓋ふた

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕(1)1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

- 4. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

- 5. 総合試運転調整

- ① 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。  
(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2、2.3を参考にすること。)
- ・ 風量調整
- ・ 水量調整
- ・ 室内空気温度の測定
- ・ 室内気流及びじんあいの測定
- ・ 飲料水の水质の測定
- ・ 雑用水の水质の測定
- ・ 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定

2章 共通工事

- 1. 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

- ① 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

- ・ 設計用水平地震力  
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平地震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平地震度は、特記なき場合は下表による。
- ・ 設計用鉛直地震力  
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- ・ 施設の種類、地域係数  
施設の種類( 特定の施設 ) 一般の施設 ) 地域係数 ( 1.0 ) 0.9 )
- ・ 重要機器  
・ 給水機器 ( ) 排水機器 ( ) 換気機器  
・ 空調機器  
・ 熱源機器  
・ 防災機器  
・ 監視制御装置  
・ 危険物貯蔵装置  
・ 火を使用する設備
- ・ 設計用標準水平地震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

- (注) ・ 上層階の定義は次のとおりとする。  
2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
- ・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- ② 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- ③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

- 2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- ① 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。  
( )

- ・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
- ・ 試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。

- ② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- ③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。  
(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

- 3. 非破壊検査

- ① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- ② 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

- 4. 配管工事

- ① 配管材料については、次表による。

用途	名 称	番 号	備 考
冷 媒	冷媒用断熱材被覆鋼管	JGDA 0009	ポリエチレン保温材 (難燃性)
	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP (30φ以下はJIS K 6742 を適用してもよい)
空調用排水 (屋内)	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	H1VP
給 水 (地中埋設)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	S6P-VA (管端防食継手)
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	S6P-VD (管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	1W又は2W
排水・通気	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
排水 (地中埋設)	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	排水・通気用耐火二層管		
	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9797	RS-VU
給 湯	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	S6P-HVA (管端防食継手)
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
	ポリブテン管	JIS K 6778	
	耐熱性硬質塩化ビニル鋼管	JIS K 6776	H1VP
架橋ポリエチレン管	JIS K 6769		

(注)表中○印のある配管材料を本工事に適用する。

注記	月 日	工事名称	株式会社 阿波設計事務所 徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事	図面名称 機械設備工事 特記仕様書-1	日付 2025.8
変更				校閲	図面N o. MT / 01
				製図	
				縮尺	
				製図	NON
				縮尺	

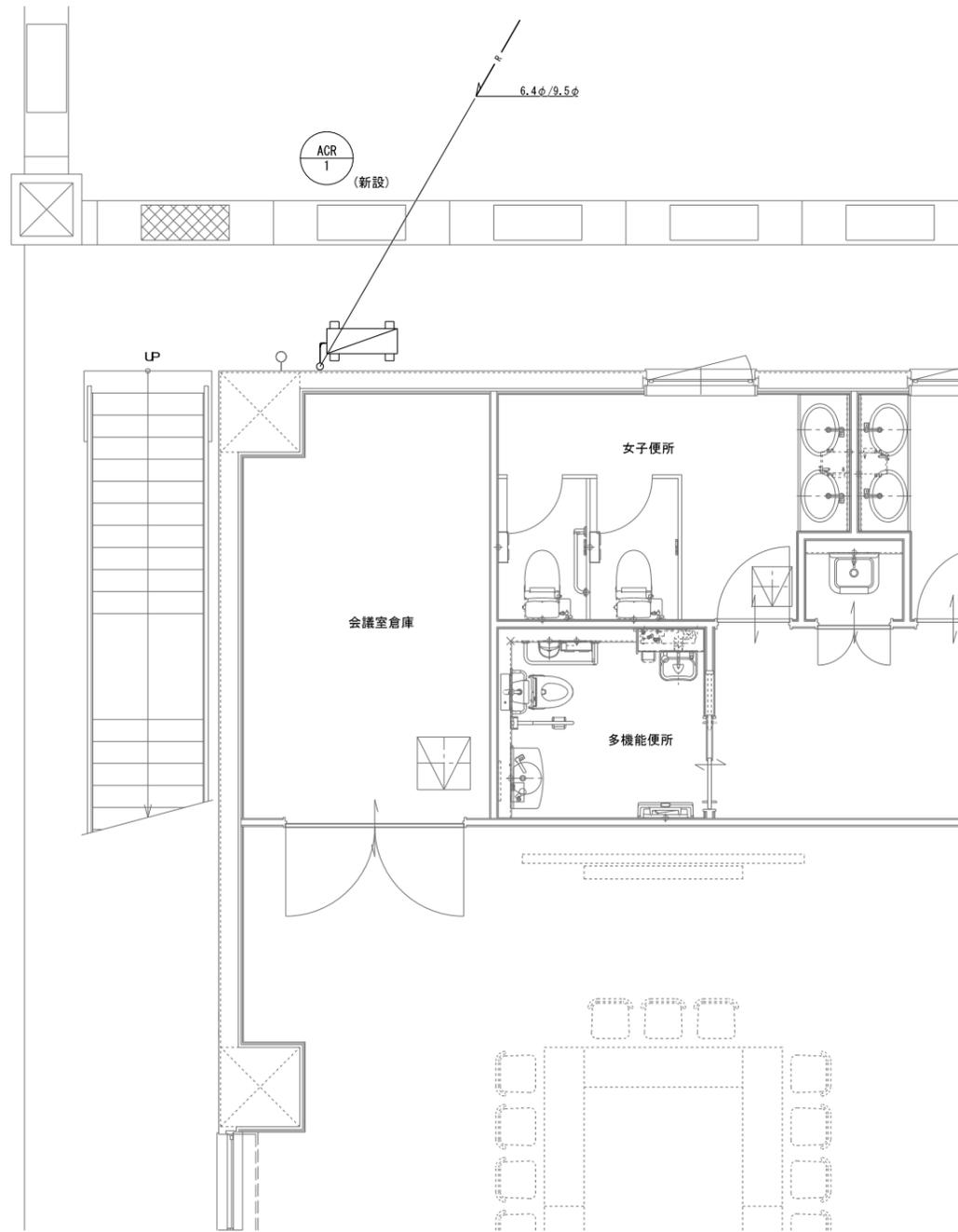




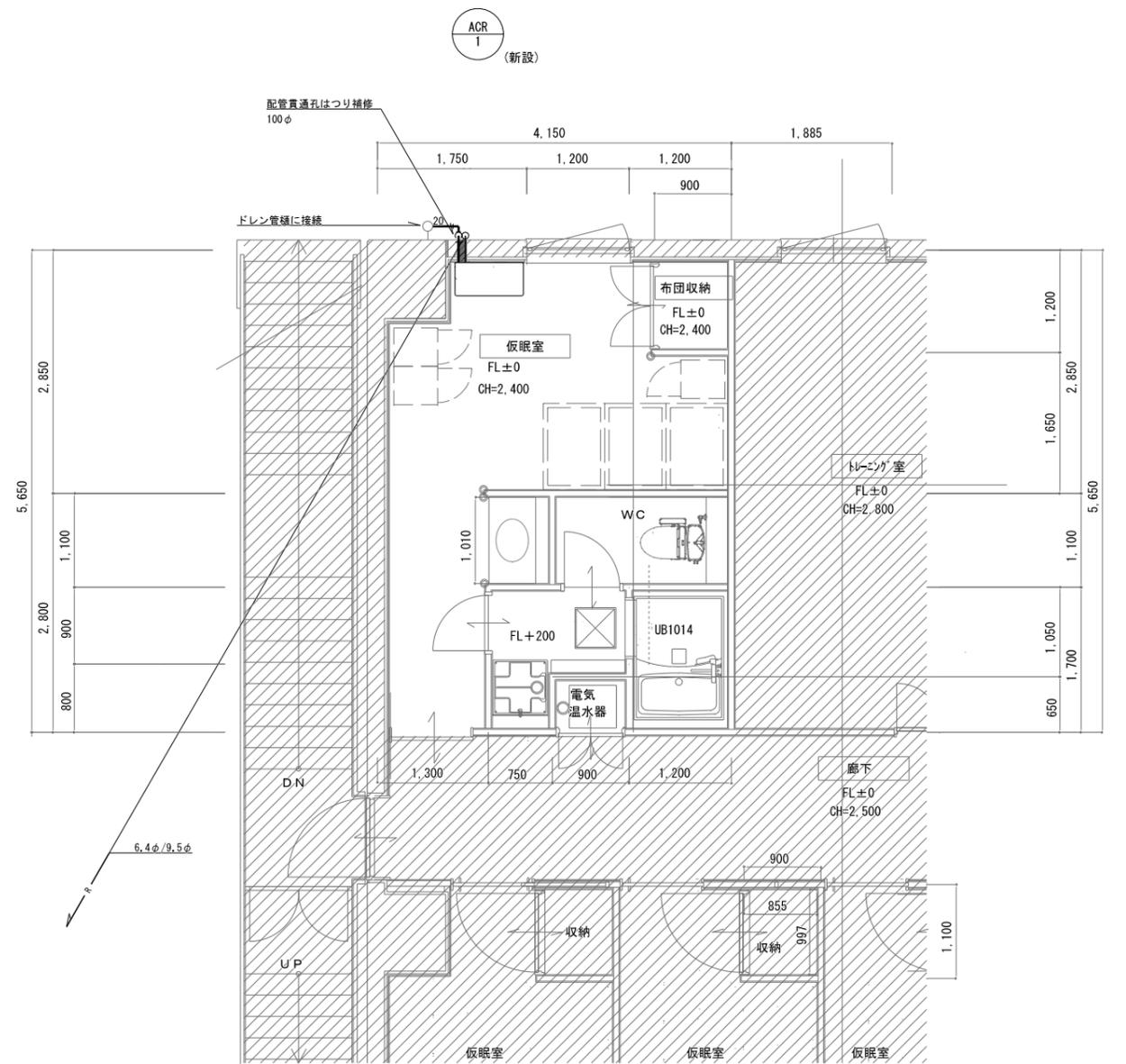
換気機器表			機器仕様				電動機(60Hz)			防振	設置場所		備考	
			型式	据付	番号	風量 (m3/h)	静圧 (Pa)	定格消費電力 (kW)	相 (φ)		電圧 (V)	G S P ゴム ス プリ ング		階
FV-1	ダクト用換気扇	1	サ-タリ-用 低騒音形/インテリ-格子タイプ ボ-テ-イ、ファン、グリ-ル (プラスチック)	天井	100φ	60	80	0.0155	1	100	G	2	WC	(VD-13ZC14-C)
FV-2	ダクト用換気扇	1	サ-タリ-用 低騒音形/インテリ-格子タイプ ボ-テ-イ、ファン、グリ-ル (プラスチック)	天井	100φ	30	80	0.0093	1	100	G	2	UB	(VD-10ZC14-C)
OA-1	給気レジスター	1	ブラ-ッシュ式開閉バル-ブ 外気清掃フィル-ター付	壁	100φ	-	-	-	-	-	-	2	仮眠室 (屋内) (屋外)	(P-13GR2) 樹脂製深形フード共 (FSW100F3MBL)

既設機器表			機器仕様				参考寸法				設置場所		備考			
			型式	据付	番号	風量 (m3/h)	静圧 (Pa)	H (mm)	W (mm)	D (mm)	参考質量 (kg)	階		室名		
D-F-7	天井換気扇	1	低騒音オール金属タイプ VD-18ZP9	天井	150φ					258	380	380	5.9	2	倉庫	撤去

- 表記電気容量は参考値とする。
- 参考型番は三菱電機で示す。
- 天井扇は風圧シヤッター付きとする。
- 屋外フードは指定色塗装とする。(参考型番: ユニックス)



改修 1階平面詳細図 1:50



改修 2階平面詳細図 1:50

注記

変更	月.日			

工事名称  
徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事

株式会社 阿波設計事務所 四国支店  
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号  
一級建築士登録 第338983号 程野 祐介

図面名称  
空調設備 1. 2階平面図 (改修)

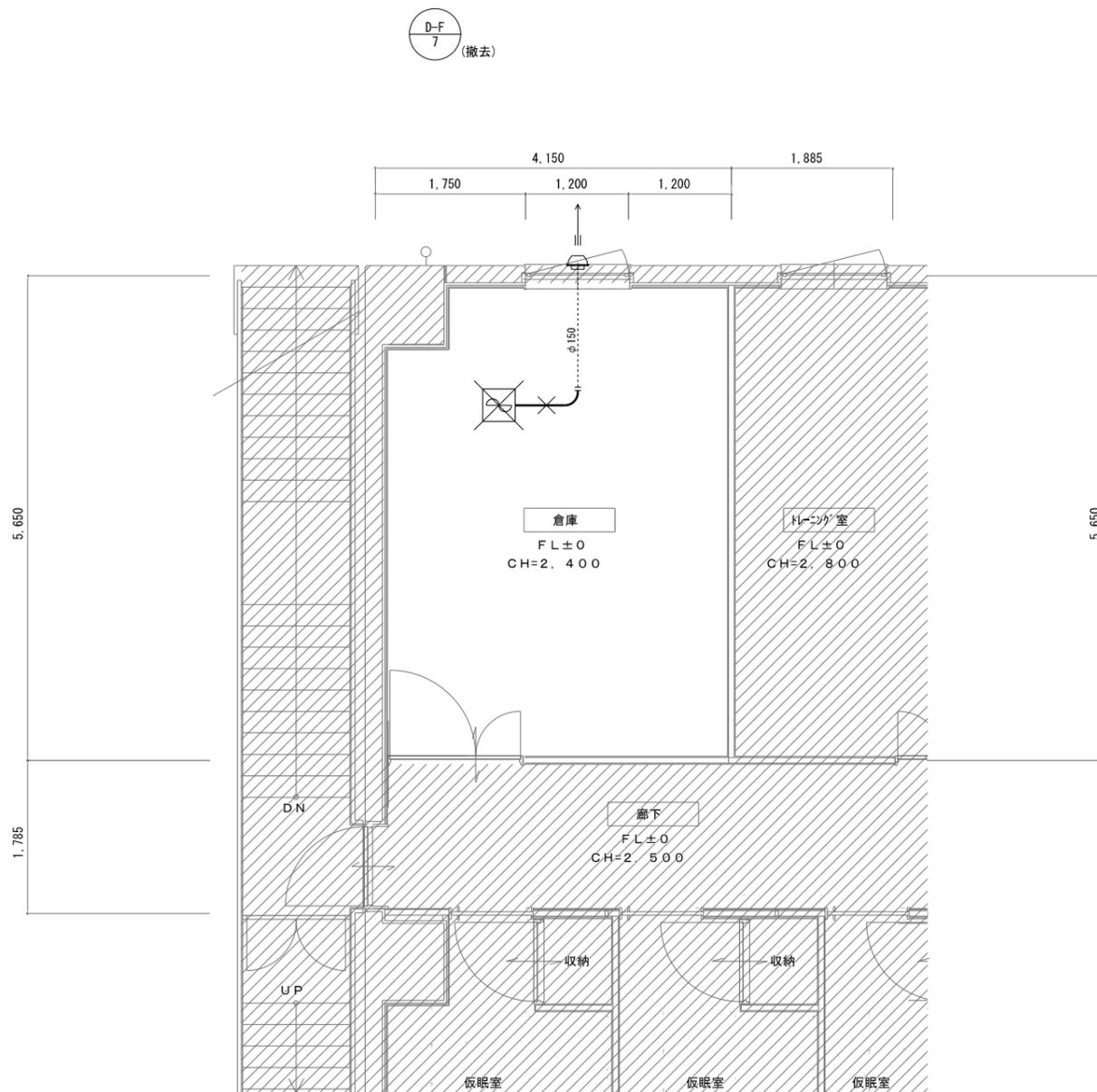
日付  
2025.8

校閲  
製図  
縮尺  
A3 (1/75)  
A2 (1/50)

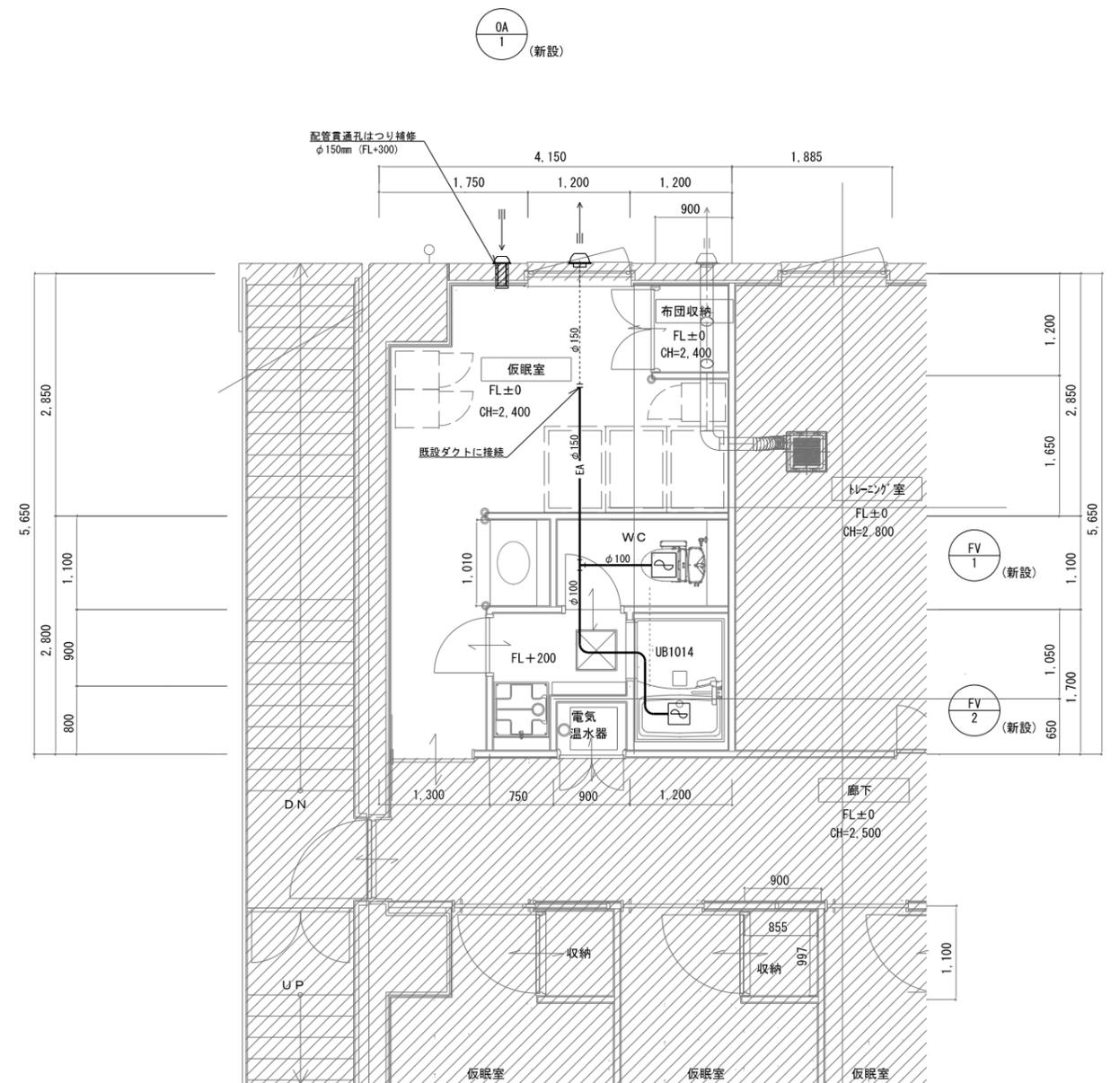
図面N. c.  
C / 03

改修前

改修後



現況(撤去)倉庫平面詳細図 1:50



改修 仮眠室平面詳細図 1:50

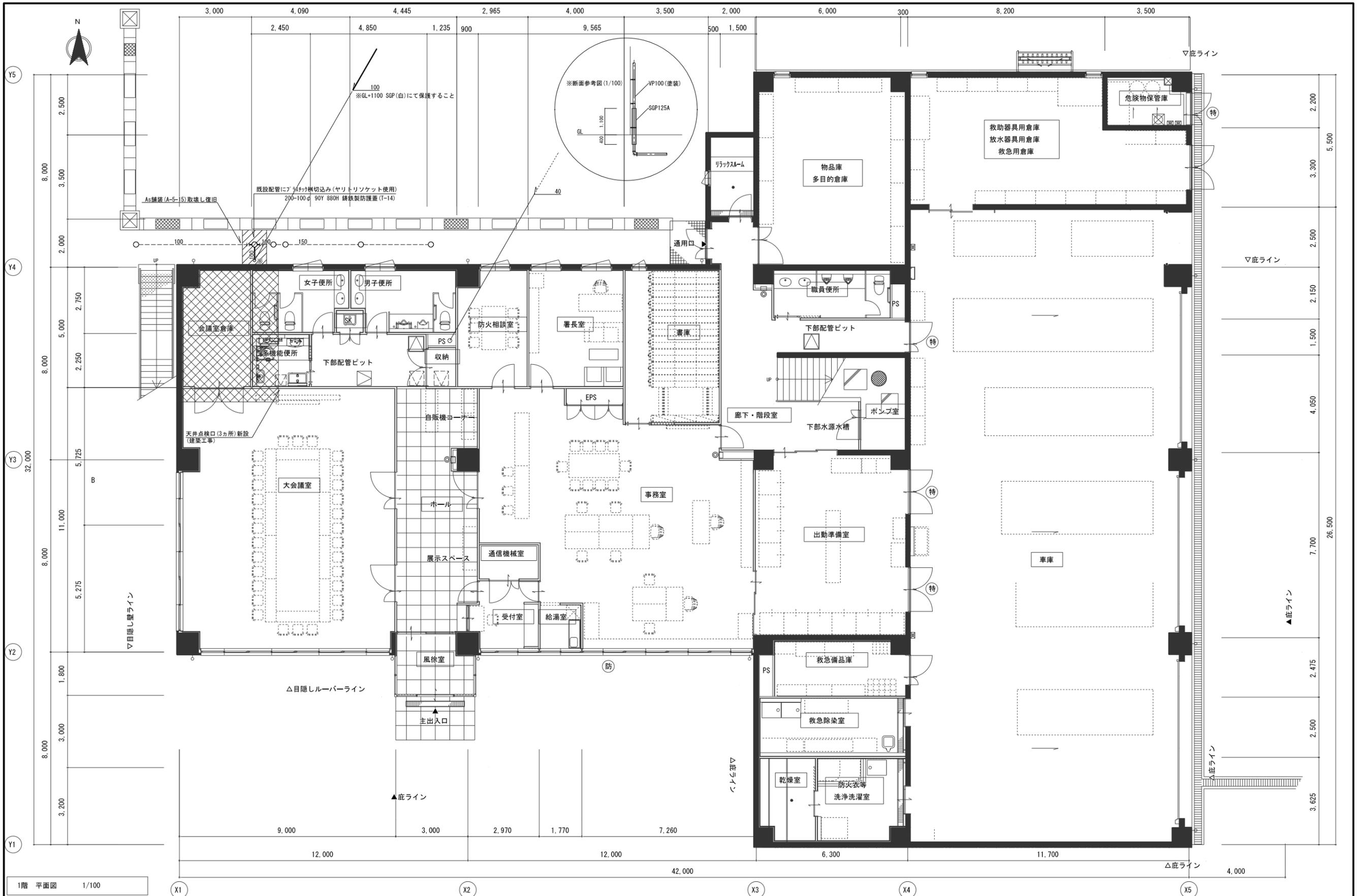
注記	月 日		
変更			

工事名称	徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事
------	---------------------

株式会社 阿波設計事務所 四国支店  
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号  
 一級建築士登録 第338983号 程野 祐介

図面名称	換気設備 2階平面詳細図(現況・改修)	日付	2025.8
校閲	製図	縮尺	A3(1/75) A2(1/50)
		図面No.	C / 04





1階 平面図 1/100

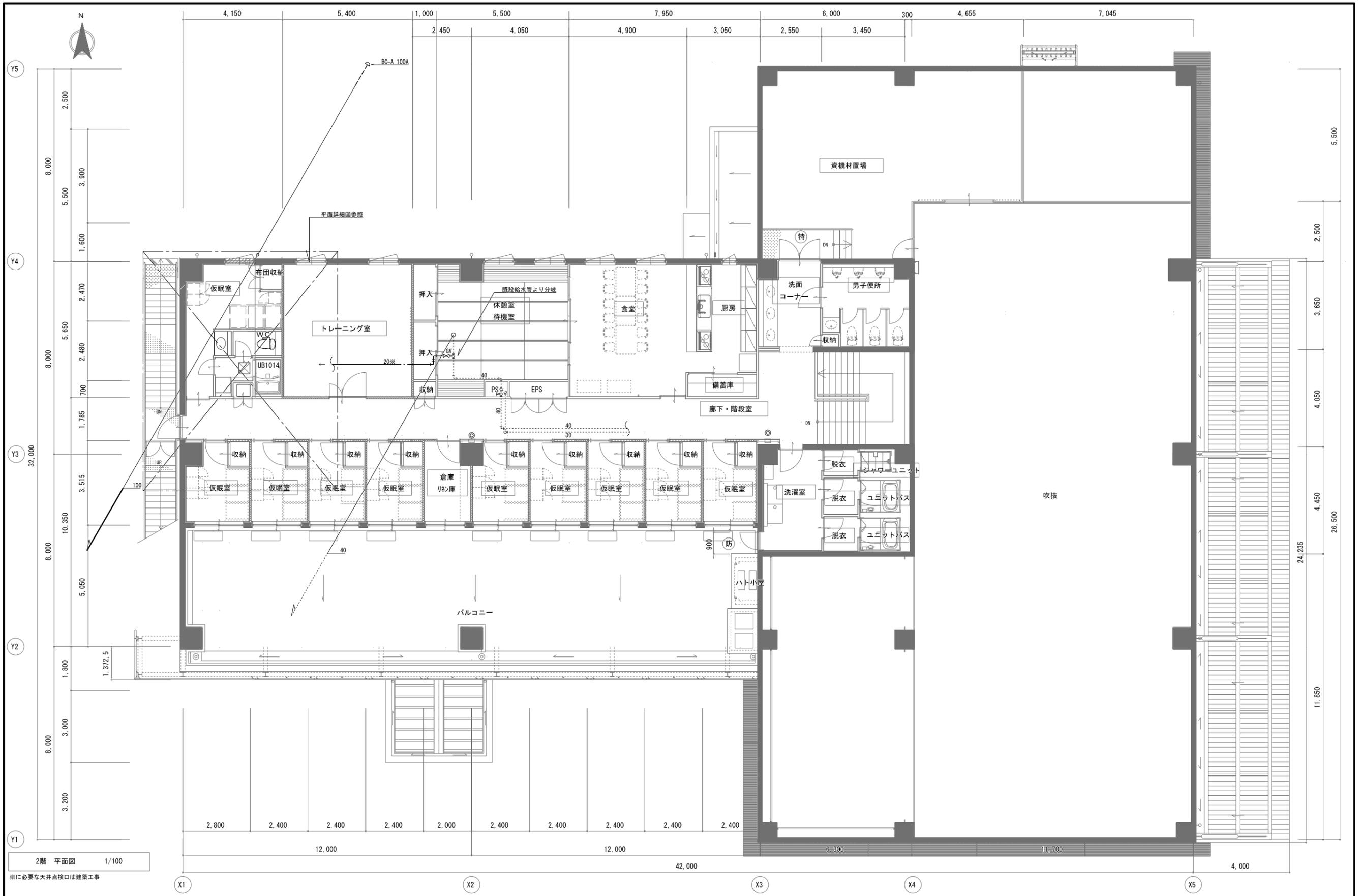
注記	月、日		
変更			

工事名称	徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事
------	---------------------

図面名称	衛生設備 1階平面図
校閲	
製図	
縮尺	A3(1/150) A2(1/100)
図面No.	P / 02

株式会社 阿波設計事務所 四国支店  
 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号  
 一級建築士登録 第338983号 程野 祐介

日付 2025.8  
 図面No. P / 02



2階 平面図 1/100

※に必要な天井点検口は建築工事

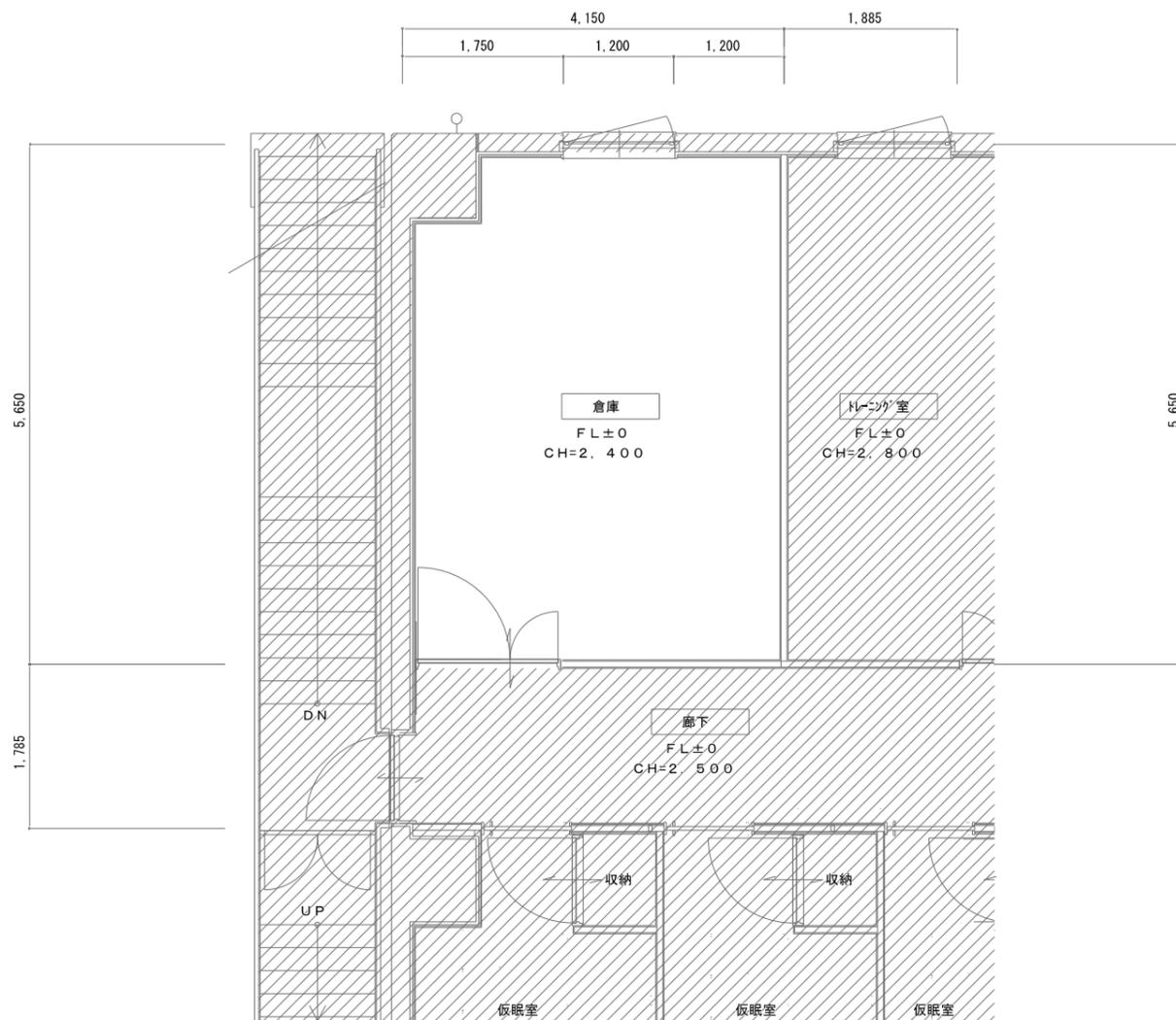
注記	月 日		工事名称 徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事	 株式会社 阿波設計事務所 四国支店 一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号 一級建築士登録 第338983号 程野 祐介	図面名称 衛生設備 2階平面図	日付 2025. 8
	変更				校閲	製図

改修前

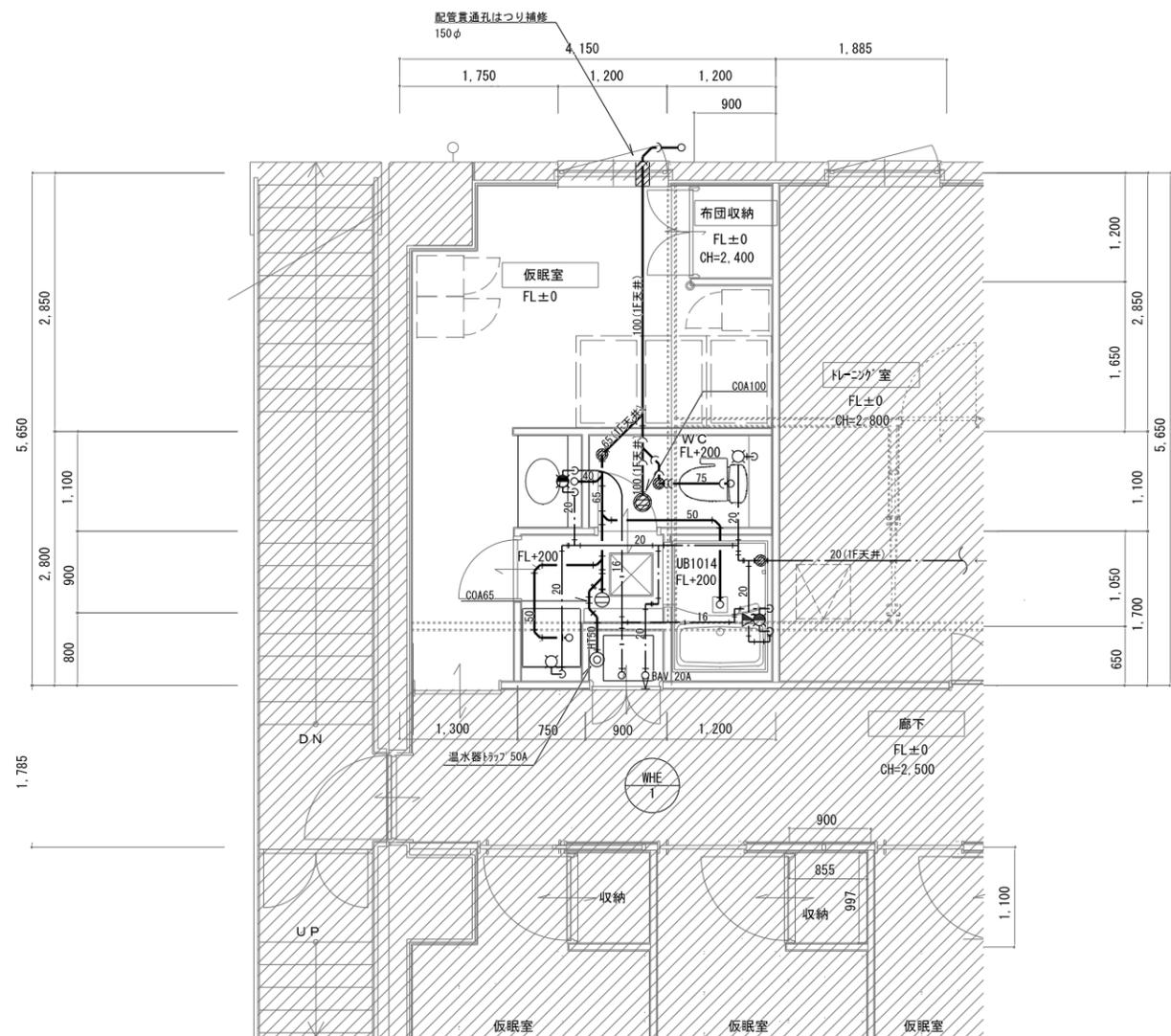
改修後

器具表

WC		脱衣室		仮眠室	
洋風大便器	1	洗濯機パン	1	洗面カウンター	1
		洗濯機用横水栓	1	化粧鏡	1



現況(撤去)倉庫平面詳細図 1:50



改修 仮眠室平面詳細図 1:50

※特記以外の配管は37°上ところがし配管とする  
 ※1階倉庫天井撤去後旧は建築工事  
 ※配管貫通口 はつり補修

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。
・ 自家用電気工作物の保安規程( 本工事に關し定める ・ [ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等) ] )
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に關する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡までの基本料金( 本工事 ・ [ 別途 ] )
② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
1) 品質及び性能に關する試験データを整備していること。
2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

Table with 2 columns: 品名, 機材名・注記. Row 1: LED照明器具, 一般屋内用に限る

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
④ 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1> 1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

3. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 試験

- ① 試験項目は、標仕<2> 2.18.2により行う。なお、監理指針<2> 2.18.2を参考とする。
② 照度測定の方法は、JIS C 7612を参考とする。
③ 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。
・ 照度測定 ・ 絶縁抵抗測定

2. その他共通事項

- ① 配管工事
・ 最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠ぺい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
・ 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2> 2.2.9、<2> 2.12.4)
④ 配線器具
・ 図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、新金属製とする。
⑥ 用途別表示
・ 盤内、幹線ブルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2> 2.10、<2> 2.12.5)
なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、ブルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
・ カバープレート及びブルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
⑦ その他
・ 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
・ 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。

3章 関連工事

1. 仮設工事

- ① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
・ 既存電力利用( 出来る ・ 出来ない )、電力料金( 有償 ・ 無償 )
・ 既存用水利用( 出来る ・ 出来ない )、用水料金( 有償 ・ 無償 )
② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
・ 同用地は、( 図示の場所に ・ 用意していないので業者にて )設けること。
・ 同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。
④ 足場その他
足場及び作業構台の類を( 本工事で設置する ・ [ 関連工事が定置するものを無償で使用できる ] )。

4章 電灯設備

1. 照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

5章 その他

1. 機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3.000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

Table with 4 columns: 名称, 測点, 取付高(mm), 備考. Rows include 電力共通, 電灯, スイッチ, コンセント(一般), (鏡上), 多機能便所スイッチ

2. 配線記号等

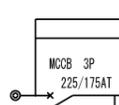
- ① EM-EFFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
③ EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

Footer table with columns: 注記, 変更, 月日, 工事名称 (徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事), 株式会社 阿波設計事務所 (徳島県知事登録 第41049号, 一級建築士登録 第338983号 程野 祐介), 図面名称 (電気設備工事 特記仕様書), 日付 (2025.8), 校閲, 製図, 縮尺 (NON), 図面No. (ET / 01)

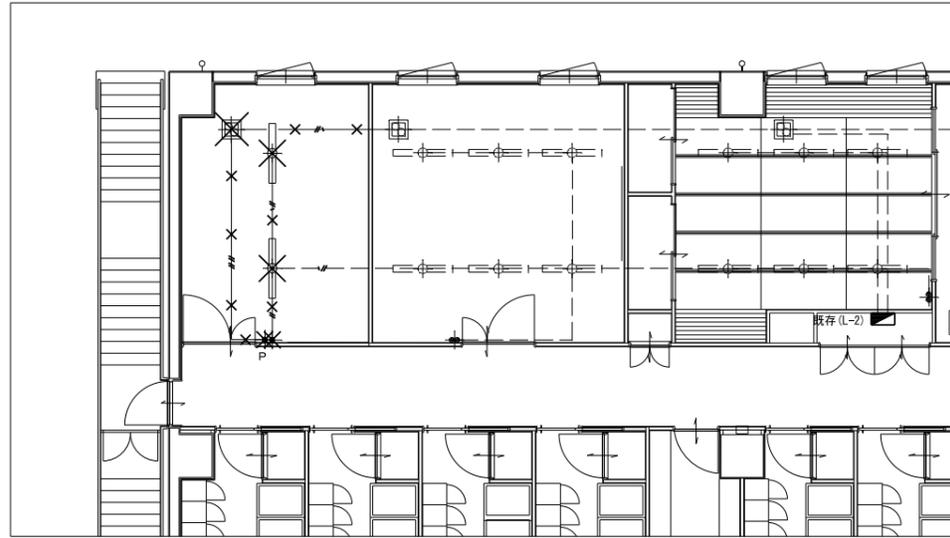
照明器具参考姿図

(ハナニカ 同等品とする)

A	シーリングライト	B	ダウンライト 60形電球1灯器具相当
	LGC21161K		XAD1100NCS1
 <p>器具光束3600lm、消費電力27.6W、電圧100V リモコンで(100%~5%)調光、専用リモコン送信器同梱</p>		 <p>昼白色(5000K)、Ra83 拡散タイプ、高気密SB形、PaPIRe付 器具光束440lm、消費電力5.3W、電圧100V 埋込穴φ100</p>	
C	ダウンライト 100形電球1灯器具相当	D	ブラケット 40形電球1灯器具相当
	XAD3100LKCS1		LGB81563F
 <p>電球色(2700K)、Ra83 拡散タイプ、高気密SB形、PaPIRe付 器具光束630lm、消費電力7.1W、電圧100V 埋込穴φ100</p>		 <p>器具光束250lm、消費電力4.3W、電圧100V W=100 H=100 出し高137 (ホワイト)、カバー:ガラス(乳白つや消し)</p>	

盤名称 形式 仕様 階数 設置場所	盤内結線	回路番号	負荷名称		改修工事
			現況名称	改修後名称	
L-2 屋内露出型 (既存分電盤) 2F PS内		(非)			
		(非)			
		(10)	廊下電灯		
		(102)	仮眠室電灯		
		(103)	洗濯・便所・機材置場電灯		
		(104)	食堂・休憩・トレーニング・倉庫電灯	食堂・休憩・トレーニング・仮眠室(女子)電灯	名称の変更
		(105)	予備		
		(106)	予備		
		(107)	予備		
		(108)	予備		
		(001)	休憩室・待機室コンセント		
		(002)	トレーニング 南室コンセント		
		(003)	トレーニング 北室コンセント		
		(004)	トレーニング 西室コンセント		
		(005)	倉庫コンセント	仮眠室(女子)コンセント	名称の変更
		(006)	食堂コンセント		
		(007)	冷蔵庫コンセント		
		(008)	厨房専用コンセント		
		(009)	厨房専用コンセント		
		(010)	資・機材置場コンセント		
		(011)	洗面コーナーコンセント		
		(012)	仮眠室8・9コンセント		
		(013)	仮眠室6・7コンセント		
		(014)	仮眠室5・リク室コンセント		
		(015)	仮眠室3・4コンセント		
		(016)	仮眠室1・2コンセント		
		(017)	洗濯機コンセント		
		(018)	洗濯・脱衣室コンセント		
		(019)	予備	仮眠室(女子)洗面トイレコンセント(0.8KW)	名称の変更
		(020)	T-2コンセント		
		(021)	予備	仮眠室(女子)エアコンコンセント(1.89KW)	名称の変更
		(022)	予備	仮眠室(女子)給湯器電源(2.4KW)	名称の変更・開閉器2P200V20Aに取替
		(023)	予備		
		(024)	予備		
		(001)	自動水栓・小便器コンセント		
		(002)	男子便所・便座コンセント		
		(003)	男子便所・便座コンセント		
		(004)	男子便所・便座コンセント		
		(005)	男子便所・便座コンセント		
		(006)	資機材置場有圧換気扇		
		(030)	仮眠室477コンセント		
		(031)	エアコン給湯器北		
		(032)	エアコン給湯器南		
		(033)	仮眠室317コンセント		
		(034)	仮眠室217コンセント		
		(035)	仮眠室117コンセント		
		(036)	仮眠室917コンセント		
		(037)	仮眠室817コンセント		
		(038)	仮眠室717コンセント		
		(040)	仮眠室617コンセント		
		(041)	換気扇		
		(042)	食洗器コンセント		
(043)	IHコンセント				
(044)	IHコンセント				
(045)	屋上小部屋コンセント				
(046)	予備				
(047)	炊飯器コンセント				
(048)	予備				
(049)	予備				
(051)	予備				
(052)	予備				

2階 改修前電灯設備



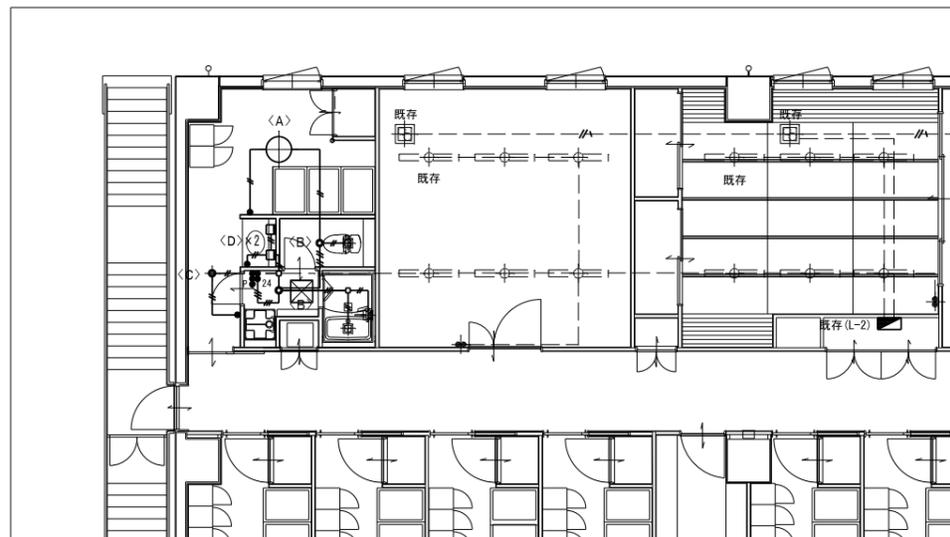
電灯設備 凡例

記号	名称	仕様	備考
✖	換気扇		空調工事にて撤去
⊠	直付LED灯	FL40W417'	撤去
✖	埋込スイッチ	1P×1	撤去
✖P	埋込ランプ付スイッチ	1PL×1 FAN用	撤去
■	電灯盤	屋内露出型 EPS内	既存
□	照明器具		既存(そのまま)
⊠	換気扇		既存(そのまま)
✖	埋込スイッチ		既存(そのまま)

特記なき配線は下記による

— ✖ // ✖ —	既存配線(撤去)	EM-EEF1.6mm-2C(隠蔽)
— ✖ /- ✖ —	既存配線(撤去)	EM-EEF1.6mm-3C(隠蔽)
— ✖ // ✖ —	既存配線(撤去)	EM-EEF1.6mm-2C×2(隠蔽)
— — — —	既存配線	
図中 ✖ は撤去を示す。		

2階 改修後電灯設備



電灯設備 凡例

記号	名称	仕様	備考
●	埋込スイッチ	1P×1 新金属プレート	
●	埋込スイッチ	1P(ネム付き)×3 24時間換気スイッチ×1 (トイラン) 1PL(ランプ付)×1 (UBラン)	新金属プレート
■	電灯盤	屋内露出型 EPS内	既存
○	位置ボックス	ジョイントボックス等	
⊠	換気扇		機械工事取付
⊠	ブラケットライト		UB工事取付

特記なき配線は下記による

— // —	EM-EEF1.6mm-2C(隠蔽)
— /// —	EM-EEF1.6mm-3C(隠蔽)
— /// —	EM-EEF1.6mm-2C・1.6mm-3C(隠蔽)
— — — —	既存配線

注記

変更	月	日	内容

工事名称  
徳島中央広域連合西消防署仮眠室改修工事

株式会社 阿波設計事務所 四国支店  
一級建築士事務所 徳島県知事登録 第41049号  
一級建築士登録 第338983号 程野 祐介

図面名称  
電気工事 電灯設備 既存図・改修図  
日付  
2025.8  
校閲  
製図  
縮尺  
A3(1/150)  
A2(1/100)  
図面No.  
E / 02



